

平成21年第3回葛城市議会定例会会議録（第2日目）

1. 開会及び閉会 平成21年9月24日 午前10時00分 開会
午後 5時02分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親	総務部長	大武 勇吉
企画部長	森川 重裕	市民生活部長	安川 登
都市産業部長	石田 勝朗	保健福祉部長	花井 義明
教育部長	高木 久雄	水道局長	正田 貴一
消防長	中島 克比虎	会計管理者	森田 源千代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井 良祝	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大	書記	中 文子

6. 会議録署名議員 6番 阿古 和彦 10番 下村 正樹

7. 議事日程

日程第1 認第1号 平成20年度葛城市一般会計決算の認定について
日程第2 認第2号 平成20年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について
日程第3 認第3号 平成20年度葛城市老人保健特別会計決算の認定について

- 日程第4 認第4号 平成20年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第5 認第5号 平成20年度葛城市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第6 認第6号 平成20年度葛城市学校給食特別会計決算の認定について
- 日程第7 認第7号 平成20年度葛城市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第8 認第8号 平成20年度葛城市霊苑事業特別会計決算の認定について
- 日程第9 認第9号 平成20年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計決算の認定について
- 日程第10 認第10号 平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 認第11号 平成20年度葛城市水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議第42号 機構改革に伴う関係条例の整備について
- 日程第13 議第43号 葛城市情報公開条例の一部を改正することについて
- 日程第14 議第44号 葛城市個人情報保護条例の一部を改正することについて
- 日程第15 議第45号 葛城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議第46号 葛城市税条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議第49号 平成21年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について
- 日程第18 議第47号 葛城市国民健康保険税条例の一部を改正することについて
- 日程第19 議第48号 葛城市国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第20 議第50号 平成21年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第21 議第51号 平成21年度葛城市老人保健特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第22 議第52号 平成21年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第23 議第54号 平成21年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第24 議第41号 字の区域変更について
- 日程第25 議第53号 平成21年度葛城市下水道事業特別会計補正予算（第1号）の議決について
- 日程第26 発議第5号 葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて
- 日程第27 発議第6号 高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書について
- 日程第28 奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第29 一般質問
- 日程第30 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

一般質問通告一覧表

質問順 番号	議席 番号	氏 名	質 問 事 項	質問の相手
1	16	高 井 悦 子	市民とともに進めるまちづくり	市 長 担当部長
			子育て支援について	市 長 担当部長
2	17	白 石 栄 一	介護認定新基準の検証について	市 長 担当部長
			一般ごみの減量とリサイクルについて	市 長 担当部長

開 会 午前10時00分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより平成21年第3回葛城市議会定例会第2日目の会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第1、認第1号から日程第11、認第11号まで、以上11議案を一括議題といたします。

本11議案は決算特別委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古決算特別委員長 去る8日の本議会におきまして決算特別委員会に付託されました11議案につきまして、14日、15日、16日の3日間にわたり、当委員会を開催し、理事者側の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

まず初めに、認第1号議案についてであります。質疑に入り、歳出の総務費では、一般管理費で退職手当特別負担金4,211万2,530円が執行されているが、これには勸奨退職をされた3名の方を含め計上されている。3名の方のうち1名が受付期間に申し出がなかったにもかかわらず、それ以後要請があり退職し、その方が勸奨の扱いをされた。どういう理由で受付期間が過ぎているのに勸奨退職の扱いをしたのか。また今後の考えについてという問いに対して、50歳に達する日から58歳に達する以降の3月31日までの間の年齢の方が対象であり、なおかつ勤務年数が25年以上であること、例年6月1日から7月末を申請期間として通知をして返答をいただいている。そのほか特別な事情があることとある。平成20年度は3名の方がおられて3名を承認している。副市長の退職にかかわる問題であると思う。市長が認めるものと規定がある。今まで旧新庄、旧當麻の特別職の任命のあり方も勘案して、今まで現職の職員が特別職になるときは勸奨扱いとしてきたという流れがある。この4年間の中で起こり得るか得ないかわからないが、葛城市をともに考えていくために若手の方を任命し、副市長になっていただきたいということがあった場合、私は当然選挙で選ばれるが、早期に退職して特別職についてもらいたいという話が起こり得るわけである。しかし、私が万が一選挙で破れるということになれば、その方が50半ばで職を失うというようなことも当然起こり得る。いろんなことを考えて、若い職員の中で道を残しておくというのがために今回このような形で勸奨ということをして市長の認めるところという形でさせていただいたという答弁がありました。この答弁に対して、自己の都合で勸奨退職扱いにしてもらったということではないということは理解できる。市長の判断にゆだねられる。しかし、これまでもいろんな事情があり、申し出の期間を過ぎてからやむを得ず退職せざるを得ない、いずれの条件にも達しているが申し出の期間がずれたということもある。そういうことに対して、市長が市政の発展に大いに協力していただいたと、さらにこの人の人生を有意義に送ってもらおうと評価をして勸奨退職にすることがあり得るのかどうか。あくまでも特別職に登用する場合の事例であって、その他の事例ではないのかという問いに対して、客観的に見てそれを認めることが適当

かどうかという問題も出てくると思うが、そういう事例も出てきたときにしっかりとその方の仕事、提出した事由等を勘案して判断をしていきたい。これからどういう事例が出てくるかわからない、そのときそのときに判断をしていかなければならないという答弁がありました。

また、さまざまな地域振興活動に対し、各大字への助成事業を実施しているが、実際どのように活用されているのか、どう把握されているのかという問いに対し、地域振興事業補助金の中のまちづくり事業補助金に関しては、1世帯当たり1,200円の世帯割と各大字の世帯に応じた基本額が定められている。これに対しての平成20年度の支払額が1,894万3,200円ということである。毎年5月に実績報告という形で各区長より提出いただく補助金の使途については、おおむね市民体育祭や大字の祭りなど、また各大字の婦人会や子供会、お年寄りの会などへの助成に使われている。安全・安心まちづくり事業補助金については、地域の世帯数により補助している。この事業についても5月に決算報告をいただき、内容を確認している。主に大字内の防犯や防災活動に利用いただいているとの答弁がありました。この答弁に対し、大字行政への補助という視点だけではなく、各種団体に対する補助金の問題とあわせて補助金というのは公益上の理由があり交付されているものである、行政として本当に必要があると認められたものに対して時々に見直しをしながらやってきたかといえそうになっていない。実績報告や決算報告については実際に各種団体や大字から直接提出されたものであるかどうか、これまでの経過からすれば非常にあいまいな点もある。行政自身からすれば手続は当然してもらわないといけないからお手伝いをしながらやってきた、公金を支出するに当たって、支出根拠を明らかにしていかなければならない。きっちりとした補助金の事業に対してどういう取り組みがされ、どういう効果が上がっているのか検証されなければならない。各種団体への補助金も含め、今後見直していく指針としてちゃんとした基準をもって対応していただきたいとの意見がありました。

民生費では、老人福祉で敬老年金として4,970万円という大きな支出をされているが、市長がかわられたことにより、この事業のこれからについてどのように考えておられるのかとの問いに対し、敬老年金は合併当初からあった制度であり、85歳以上の方に対し所得にかかわらず1人当たり月額5,000円を支給している。この件については、所得があるにもかかわらずもらっている人がいるなどさまざまな意見があるが、いろんな話を聞かせてもらいながら、今後の方向性を考えさせてもらいたい。今すぐやめていくというような答えを出していくには材料不足であるという答弁がありました。

また、重度心身障害者福祉タクシー事業として227万3,310円の支出をされ、利用者が前年比で200件以上ふえているが、現状はどのようになっているのかという問いに対し、重度心身障害者の生活行動範囲拡大のため、心身障害者手帳1級、2級及び療育手帳Aの所持者を対象に、1人当たり年間でタクシー初乗り24回分のタクシー券を交付している。対象者519名に対し交付者は387名であり、そのうち実際利用された方は227名であったという答弁がありました。

また、退職された方の生きがいの場、または就労の場であるシルバー人材センターの現状

も含め、今後どのような運営計画を持たれているのかとの問いに対し、シルバー人材センターの現状としては、年々官公庁よりも民間からの受注がふえてきており、住民に着実に浸透しているように感じている。しかし、その反面で草刈り等については民業を圧迫しているという問題も起きている。今後は、肉体労働的な職種だけでなく事務職的な業種にも携わっていただけたらと考えている。年老いた方々の生きがいの場、そして自分たちが持ち合わせている能力を発揮し社会貢献できる場として、シルバー人材センターの運営を行っていききたいという答弁がありました。

衛生費では、塵芥処理費の時間外勤務手当について、百条委員会で中抜けが明らかになった職員の4月、5月分の時間外勤務手当は適当な数字であり、中抜けはなかったと確認はできるのか、また土日出勤はどうであったのかという問いに対し、株式会社シンキは平成14年から委託契約を結んでいたが、実際は職員の指揮監督のもとで働くといった派遣的な扱いを受けていることから、平成19年夏ごろから改善要望されてきた。その内容は職員の言動や行動が常識を逸脱したところがあるとの指摘もあり、早急に全面委託に切りかえてほしい旨の内容であった。平成20年4月から完全委託をする予定ではあったが間に合わず、4月はシンキと随意契約をし、5月からKEEと完全委託契約を結んだ。4月から職員の労務管理については十分管理監督をしていたので、その職員には炉の業務に張りついてもらっていたが、中抜け等はなかった。土日出勤については毎週の炉内清掃は行っておらず、休日収集日1日と4月初旬に炉の整備のため3時間だけ出勤してもらったという答弁がありました。

農林商工費では、転作の政策は葛城市の農業にとって本当に役に立ったのかを総括して、その所見を聞きたいという問いに対し、昨今農業を取り巻く環境は大きく変わってきている。農地法も改正され、これから企業が農業に進出しやすくなっている状況の中で、国の大きな減反政策、転作の推進等いろいろあると思うが、まずは葛城市の農業に携わる方々にどれだけ業としての、商売としての農業を意識してもらえるかということをしかりと考えていかなければならない。今、手をつけていかなければ農業に就業しておられる人の年齢がかなり高齢化してきており、10年後になるとほとんどの人は離農されるのではないかと思う。今しっかりとその足場固めをしながら、いかに消費者が望むものをつくっていくかということに目をつけ、収益もふやしていけるよう、農業のあり方ということを行政としても議会の皆さんとともに進むべき道を考えていきたいと思っている。転作の政策に関して、よい悪いという判断は今の私の立場ではできないが、葛城市の独自のあり方というものを模索していきたいと思っているという答弁があり、また農地費の土地改良事業とか団体営の事業等、ハード事業はしっかりとお金をかけて整備されているが、農業振興のためにどういう施策をとるのかというソフト事業の支出が本当に少ない。現状のハード事業中心の農業振興ではなくて葛城市の農業の育成、後継者の育成を図るため、ソフト事業を中心にした農業振興に転換すべきではないかという問いに対し、今まではハード事業が非常に多かった。確かにそれはそれで必要な事業と考えるが、ソフト事業の方も充実をさせていかなければならないということで、ことしの5月と8月に2回、農政のタウンミーティングというのを葛城市の農業者、それを販売されている方、それと消費者の代表に来ていただいて、葛城市の農業のこれからの

あり方についていろいろと意見交換させていただいた。それぞれに持っておられる問題点であるとか、行政に何をしてもらいたいと思っているのかとか、また消費者の素直な意見を生産者にぶつけてもらうということもさせていただいたが、その中でさまざまな意見が出てきて、皆さんと協議の結果、この9月か10月の初めぐらいに葛城市の農業の協議会というものを立ち上げて、これからの葛城市の農業のことを考えていこうということにしている。まだ立ち上げに対して賛同をいただいたところで、協議会の設立に向けて準備をさせていただいているところであるが、そういった住民参加の形で、行政と住民の皆さんとともに農業のあり方を考えてもらい、その上で出てきたものをハード事業もソフト事業も含めて行政として後押しさせていただくという方向で進めさせていただきたいと思っているという答弁がありました。

また、農地法に基づく申請処理の状況について、申請によって固定資産税など税金がかなり変わってくると思うが、農地を売られた方の話と現場を確認したところでは、申請どおりではない事例がある。農地のパトロールは年12回行っているとのことであるが、申請書をもとにパトロールをしているのか伺いたいという問いに対し、パトロールについては遊休農地、草刈り、無断転用等の確認のために行っている。26人の農業委員がおられ、毎月記録カードという形で個々の決まった担当地域を月1回巡回していただいて、その記録を提出いただくということになっている。農地法の4条、5条に関しては、転用ということになっているが、その後の完了するまでの確認も含んでいるという答弁があり、税金の差額というのはかなり大きいものがある、申請書に基づき申請どおり正しく使われているのかということをも十分厳密に、厳正にパトロールで確認してもらいたいという意見がありました。

土木費では、中道・諸楯線について、平成20年度は幼稚園のリズム室を計画どおり移転され、今の夏休みの期間でこの移転箇所の工事が進んだわけであるが、ここへ来て幼稚園の保護者、小学校のPTA、また子供さんのおられる方から非難の声が多くある。しかしながら、これを進めてきた地域の新庄、南道穂の地区からは賛否両論の意見があり、早く行ってほしいという意見も聞こえてくる状況である。今後、学校との関係も出てくるが、計画されたときこの道路の形状も変わってきているという中で、この道路についてどのような考えなのかをお伺いしたという問いに対し、今の段階では住民の皆さんがどのように考えておられるのかということが非常に大事ではないかと思っている。今できる部分に関しても、できている部分に関しても、旧の区画割がきちりとした町中に新しい道路ができて、その東西に細い道が通っている状況から、ここに信号をつけてほしいという要望をしても道路の要件で信号がつくことはもうほぼ完全に不可能だということを言われているわけである。そこを車が縦横無尽に走るようになって、事故なく通過をさせることができるのかと言われたら、かなり難しい状況になっているので、そういうこともかんがみて大字新庄や南道穂の住民の皆さんから、できればそこはあのままにしてほしいという意見があるわけである。最終的にいろんな意見を集約して、行政として決定をしていかなければならないと思うが、できるだけ住民の皆さんの声を反映した形で遂行するなら遂行する、中止するなら中止するという形で決めさせていただきたいと思う。今のところ多くの意見がそのままにしておいてほしいという

ことであるので、とりあえず今回のリズム室の横、これは決まっていることであるので工事をさせていただいたもので、その後のことは大字の皆さんとご相談させていただいて決定をさせていただきたいと思っているという答弁がありました。

また、肝心な住民生活に身近な道路について十分な整備がされない実態がある、これからの道路整備についてどこに中心を置いて整備をしていくのかという問いに対し、必要最低限のインフラの整備は要と思う。新庄庁舎から當麻庁舎とか、駅から駅へのアクセス、また働きに行く際に国道の状況から中を抜けていかれる人が非常に多いので、最低限のアクセス道路とか通過道路、そういったところの整備はしていかなければならないと思っているが、それにも増して生活に密着している道路の整備を注意深く見ていきながら、できることから手をつけていく、そういう道路の管理の仕方をしていきたいと思っている。もちろん今、弁之庄・木戸線については葛城市、大和高田市、香芝市と一緒に広域幹線道路として県の位置づけをしてもらえるように努力しながら進めていきたいと思っている。また、葛城川の堤防の問題であるとか、葛城市の渋滞の緩和のために大きな道路の整備も必要だと思っているので、このような道路は県としっかりと話をしながら整備を行うこととし、また市単独や補助金をいただきながらの生活道路の整備ということも進めてまいりたいと思っているという答弁がありました。

また、二上山ふるさと公園の入園者が年間市内、市外合わせて10万人、毎日平均約400人が来園されており、特に土曜日、日曜日には、當麻の家もあるので駐車場がいっぱいになり、国道から数珠つなぎになってなかなか公園に入ることができない状態になっている。かなりの費用をかけてこの公園が維持管理されているという中で、将来的なことも考えて、入園料や駐車場料金などをとっていくということについての今後の展望を聞かせてもらいたいという問いに対し、いろんなところから二上山ふるさと公園に来ていただくことは非常にありがたいことと思っている。駐車場のことについては、地元や當麻の家などから広げてほしいというお話がある。しかし、このあたりはほ場整備をして10年間は農地以外に使用することができないという土地がほとんどであるので、どういう形でふやしていけばよいのか頭を痛めているところである。ただ、当面のところは駐車場料金をいただいて運営の助けにするという考えは、今の段階ではないということであるという答弁がありました。

消防費では、平成19年度の資料と比較すると、出動件数並びに搬送人数が微増しており、日々の苦勞がこの数字を見てもうかがえるが、救急救命士の人数については以前1班3人体制が理想で、18人ぐらいが望ましいと聞いているがどうなっているのかという問いに対し、救急救命士の人員の状況については、当初は14名の救急救命士がいたが、1名が自己都合により退職し、現状は13名である。そうした中、本年度も研修所に1名入校し、以前の14名に向けて努力をしている。事業計画として、平成22年度においても1名を入校させる計画を持っている。そうした形で救急救命士は要請しているが、救急救命士には多岐にわたるの資格があり、それぞれの資格をとらないと挿管ができないとか、点滴が打てないとかいうことがあるので、そういった研修にも随時行かせ、資格を取得するように努めているという答弁がありました。

また、消防施設整備事業補助金について、予算額48万円に対して13万6,200円の不用額となっているが、このわずかな予算でお金がなぜ余ったのかという問いに対し、各大字から消防用具等を確認していただき、取りかえや不足分について各大字区長を通じて申請してもらっている。多い年もあるが、平成20年度には7カ大字であった。それ以外にも逐次調査をしており、大字の負担もかなりあるというようなところから、整備の年次計画を立てていただき、逐次申請をいただいていると聞いているという答弁がありました。この答弁に対し、消防用品の補助をする対象のメニューが少ないのではないかと、地域密着型になっていないのではないかと、地元が欲しがっているものもあるにはあるが、欲しがっているものがないのではないかと、3分の2が地元負担であり、また自主防災で地域が自分で意識を向上して自分のところは自分で守るという意識が高まっているといいながら、実際その地域にげたを預けているように解釈する。消防ポンプ車など地元で維持していた備品が補助対象の中にない、補助対象の品目や補助率の増加について前向きに検討をお願いしたいとの意見がありました。

教育費では、図書館費の備品購入費の図書購入費850万円について、1,000万円だった図書費が500万円になり、市長が議員時代に激怒されたという記憶を持っている。その中で補正の約束までとられ850万円になった。平成21年度になると1,000万円になったが、図書費は850万円から1,000万円に戻されたが、新聞や週刊誌や月刊誌が購入される消耗品費が約150万円削減された。それが図書館を利用する人の声としてあらわれている。消耗品費についても来年度は戻してほしいと考えるが、この辺の所見についてという問いに対し、できるだけ質のいいもの、住民の皆さんに望まれるものを提供していくということも図書館の大きな事業であり、またブックスタートであったり、初めて本を読む子供たちのために読みやすい、分かりやすい本をたくさんそろえていくということも考えていかなければならない。また皆さんにもお諮りさせていただいている機構改革の中で、来年4月から新庄図書館、當麻図書館を場所を1つにするのではなく機構的に一体とするものとして考えていただき、その中で新庄、當麻両図書館でそれぞれ個性的な館の運営の仕方というものを考えていかなければならない。お互いに融通し合って効率よく本を配置していくということも考えていかなければならない。その中で住民の皆さんの意見を聞きながら考えていきたいと思っている。図書館のあり方ということを図書館の職員、教育委員会と議論していきたいと思っているという答弁がありました。

また、全国学力テストが実施された。子供たちの基礎的な学力の向上を身につけるため、少人数学級や少人数指導などを導入して取り組まれてきて成果を上げられている。現状どのような取り組みをされているのか、また実際の授業の中ではどういった環境が必要なのかという問いに対し、学力向上について一番目は基礎学力をつけることにある。朝の読書により言葉の力をつけることを行ったり、学校によってはそれ以外に朝の学習ということで基礎学力の反復練習ドリル学習などを行っている。また、今の時代放課後に残すということができないので、昼の時間を見つけ、学力の補充が必要な児童・生徒に対しては担任の方で指導を行っている。中学校においては放課後学習チューターの協力を得て、学力補充、質問等を行ったり、夏休みを利用して学習質問の日を設けたり、学力補充の機会を設けている。基礎基

本の確実な定着ということの環境ということで、県の方からは教員配置として少人数授業、少人数学級の編制ということで、学校規模に応じて市内の数校に配置されている。それを活用し、少人数の学級を編制して少人数指導の場面をつくってきめ細かな指導をしている。市としては県内の他市町村と比べても特別支援、その他いろんなところへの人的配置をし、体制を整えている。基本は日々の授業であり、教員が子供がわかる、できる授業をどう組み立てているのかということであり、学校それぞれの特徴に合わせた教員の指導方法や指導技術の向上の研修を樹立しているという答弁がありました。

歳入では、不納欠損額が市税全体で現年分10万4,742円、滞納繰越分6,299万3,319円の合わせて6,309万8,061円である。金額については昨年度より低くなっているが、不納欠損の理由は財産なし、生活保護、住所不明、破産、相続放棄や消滅時効という項目になっている。消滅時効については国税、国保税合わせて247名、9,674万8,999円という状況になっている。どのような徴収事務を行ってきたのかという問いに対し、消滅時効の内容については滞納処分等を行っている。時効を迎える分を含んだ形で滞納分が残っている方がいる。そういう方を滞納処分した場合に、時効分については不納欠損ということになることが多々あると考えている。滞納の件数もかなりあり、チェックはしているがチェックに漏れている方もある。消滅時効というようなことにならないように日々努力しているが、結果としてこういう形になっているという答弁がありました。この答弁に対し、収納課ができて税の収納体制の強化という形でそのための組織までつくって取り組んでいる中で、預金を差し押さえられた等の話を最近よく聞くが、預金があったから差し押さえられ払うということだが、これらの方々もそういった法的措置をとられた上で5年の消滅時効という措置をしたということかという問いに対し、平成20年度の不納欠損処分のうち約87%が消滅時効である。消滅時効をとめるには差し押さえや納税誓約書を本人に書いてもらうなどがあり、時効を中断できる。今までの葛城市のスタイルとして、足を運んで納税を促していくという形があったが、5年がたつと時効になっていくという積み重ねがあった。積極的に差し押さえを進めていくという形に変えさせていただいている。できるだけ時効になっていく税を減らしていきたいと考えているという答弁がありました。

また、固定資産税の土地の課税方法について、現状で雑種地の状況であれば宅地並み課税とされているのか。地目の状況で農地としての状況で農地課税されているのか。また、公平性を伴うような形で調査等されているのかという問いに対し、現状課税ということで、地目に応じた形で課税している。固定資産税評価基準の中には市の全筆の土地をチェックしなければならないとなっているが、実情それはできないので、航空写真と地番図をマッチングさせたGISシステムを導入し、それをもって各地域の地目を判別して現状がわかっているところについてチェックをかけて、事前に所有者の方にお知らせをしている。農地から土を入れて造成された場合については、それは農地とは言えないので、農業委員会にも連絡し、タイアップして指導はするが、それができない場合は雑種地等といった地目で現状課税させていただくという答弁がありました。

総括では、職員の給与の問題について、葛城市のラスパイレス指数は90.2%である。県内

市町村の中での位置は12市の最下位であり、39市町村の中では28位であるという報道がされてびっくりした。合併後、特別職は市長以下常勤、非常勤にかかわらず給与や報酬の引き上げが実施されたが、職員については給与の改正が行われずそのまま今日にまで至り、毎年下がってきている。国の施策の地方自治体の取り組みの中で、人件費を削減するということが至上命題のような形できている。公務員の給料が下がれば民間の給料も下がる。勤労者の給料が下がれば物価も下がる。物価が下がればその人件費を下げるためにリストラや給料の引き下げが行われる。そういう悪循環が今、日本の中で蔓延している。どこかがその突破口を開き、職務に相応する給料を設定し支払うということをしなければ、全く打開の方向が見えない。法律では給料は人勤に基づくものではなく、近隣の市町村、近隣の勤労者の給与の水準など、それぞれの市町村が独自に決められることになっている。職員が意欲的に職務に専念できるように思い切ってこういうことに取り組んでみてはどうかという問いに対し、私が市長に就任してから考えるところもある。人はパンのみにて生きるにあらずとはいうものの、やはり家族もいる。それを支えていくだけの給料も要るだろうということも十分に承知している。ラスパイレスが低いということもよくわかっている。職員の仕事に対する前向きな姿勢ということもかかわってくると思う。これも含めて人事評価制度ということも含めて考えていかなければならないと思う。また、私が議員のときから取り組んできていた前歴加算の問題などもあわせて解決していく方法を模索していきたい。できれば、前歴加算の部分でいろいろと影響の出ない範囲でできるだけ早いうちに取り組むたいと考えているが、給料の面に関しては影響も非常に大きな問題であるので、いろんな方のコンセンサスということも必要かと思うので、しっかり議論をして、理論武装ということも必要だと思う。その上でそれをやることによってどう変わっていくのかということも含めて、内外に公表できるような段階ということも見きわめながら、前向きに検討していきたいと思っているという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号議案についてであります。質疑では、特定健康診査制度は後期高齢者医療制度に伴いできた平成20年度からの事業であるが、特定健康診査の受診率と人間ドックの助成321万4,524円の内訳についてという問いに対し、現在国保連合会より来ているデータでは、特定健診の受診券発行者6,552人に対し受診者1,063人、受診率16.2%であり、当初目標に挙げていた20%には届かなかった。最終的な数値については9月末にはわかると思う。集団個別健診を実施し、當麻で集団健診を8日間、新庄で2日間行った。特定保健指導ということで158人が対象となり、面接指導の参加者が93人、58.8%となっている。人間ドック助成は葛城市国民健康保険人間ドック助成要綱に基づき、35歳以上75歳未満の1年以上国民健康保険に加入されておられ、国保税について完納されている方を対象に行っている事業である。葛城市としては、田原本町にある健康づくりセンターと大和高田市にある葛城メディカルセンターの2カ所に委託している。健康づくりセンターで68名、葛城メディカルセンターで56名の計124名の方が受診されている。年代別内訳では、健康づくりセンター、葛城メディカルセンター合わせて30歳代で3名、40歳代で10名、50歳代で21名、60歳代で80名、70歳代で10名

となっているという答弁があり、この答弁に対して、特定健診を受けられた方は同じ年に人間ドックを受けたくても自己負担となり助成を受けられないことになっているが、県下の近隣市町村では、財政難により人間ドック助成をやめてしまうというところが多いと聞いている。特定健診と人間ドックでは受診される方の意味合いも違うと思うので、人間ドック助成はぜひとも続けていただきたいという問いと意見があり、同じ年に特定健診、人間ドック助成の両方を利用できないということは広報にも載せさせていただいており、健康カレンダーや特定健診の受診券にも記載して周知させていただいている。人間ドック助成については理事者と協議をしながら続けていきたいと思っているという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第3号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第4号議案についてであります。質疑では、平成20年度介護保険特別会計の実質収支が7,920万円の黒字となった理由はという問いに対し、理由としては第3期事業計画の総括として、計画は平成15年、16年の結果を分析して立てたものであり、要介護認定者数を第2期と比べ1.24倍と見込んだが、実際には1.02倍と増加率が3年間横ばい状態で推移し、その結果に合わせて介護施設等の利用者数も横ばいであったため給付が低くなり、計画に対して3年間で91.1%の執行率に終わったことが考えられるという答弁がありました。平成20年度の要介護認定者総数が前年と比べてほぼ横ばい状態に抑えられたのは、いろいろな介護予防事業を実施された結果であると思われるが、この事業に対する見解を聞かせてほしいという問いに対し、介護予防事業は平成18年4月に設置された地域包括支援センターの職員がさまざまな研修等を受けたり、勉強した結果、委託ではあるが、運動教室や認知症予防教室の開設に至り、その効果がこのような結果になったと考える。しかし、それらの教室を受けられた改善された方々が地域に戻られてからも改善を維持していくということが課題であるという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、認第5号議案についてであります。質疑では、公共下水道の普及状況について、普及率は95.54%となっているが、水洗化率は前年度と比べてどの程度になっているのか。また水洗化率を引き上げるためにどのような取り組みをなされてきたのかという問いに対し、水洗化率については、平成19年度は80.44%、平成20年度は81.16%となっている。水洗化促進については、供用の前の告示と同時点で工事の終わった箇所の戸別については「完了して使えるようになりました」と広報させていただき、つないでいただけるようお願いしている。5万円の助成の期間が法等の関係で供用開始から3年となっている。3年目になる年の当初に関係のところについては戸別に訪問させていただき、お願いしている。しかし、期間経過分についてはそこまで至っていないので、今後その辺の取り組みも検討していきたいと思っているという答弁があり、また借換債の発行についてどれだけの効果があったのかという問いに対し、借換債については平成19年度は6,800万円を、平成20年度では10億4,820万円を借にかえし、平成21年度では4億3,500万円を借にかえる予定をしている。3カ年で4

億円の差額が出てくるという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第6号議案についてであります。質疑では、新庄給食センターの施設設備が老朽化しているが、葛城市にある両給食センターの統合ということも含めたこれからの計画づくりができるまで、どのようにメンテナンス等しながら維持をしていくのかという問いに対し、中道・諸鍛線の工事の関係で、平成19年当初から教育委員会としては給食センターの統合という方向で結論を出している。現在は中道・諸鍛線の工事が今後進められるかどうかわからないという状況ではあるが、新庄給食センターの設備の状況として、取り急ぎ大きな修理を必要とする状況ではないため、当分はこのまま使っていくことができるという答弁がありました。また、学校単独で給食をつくるのであれば、地産地消を推し進める中で必要とする野菜は確保しやすいと思われるが、給食センターを統合して葛城市の学校給食を1カ所で作るとなると、野菜の量がかなり必要になってくると考えられるが、その辺の確保はできるのかという問いに対し、当然多くの人分をつくるとなると、それなりの野菜が必要になってくるので、多くの生産をしていただかなければならないが、現在も新庄、當麻の両方で地元の野菜を納入してもらっているため、施設を1つに統合したからといって野菜の確保ができなくなるという心配はしていないという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第7号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第8号議案についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第9号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第10号議案についてであります。質疑では、後期高齢者医療広域連合納付金について、当初予算額で2億7,387万9,000円、後に補正予算で861万5,000円を補正されている。ところが、支払済額が2億4,437万7,200円ということで、単純に考えると補正しなくても十分不用額として残る計算になる。なぜ補正予算を組まれたのかとの問いに対し、後期高齢者医療広域連合への負担金については、内訳として税に相当する分、減免にかかる基盤安定負担金の分、広域連合の事務経費である共通経費と3つある。今回補正させていただいた部分に関しては、基盤安定負担金ということで7割、5割、2割である法定減免された部分に関しては、基盤安定繰入金という形で税が入る、入らないにかかわらず100%納付するものである。事務費の共通経費については増額はない。税の納付という部分で最終まで徴収率もわからないということで、当初予定した分を減額せずに、税に関しては当初予算分としての納付金分を組んでいた。しかし、基盤安定という部分で不足が出たので、基盤安定の分だけは補正させていただいた。税の負担に関して不用額が出てきたという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、認第11号議案についてであります。質疑では、企業債の繰上償還は、金利が6%、

7%台のものについては認められ、償還されているが、5%、4%台がまだ残っており、当然企業として償還していかなければならないと思うが、今後企業債の償還についてどのように取り組まれるのかという問いに対し、企業債の繰上償還については、平成19年度に広域企業経営健全化計画に基づき、金利7%以上のものを9件、平成20年度では6%台3件の繰上償還を行ったが、今後については国などの動向を把握しながら、経営状況等も踏まえてこのような機会があれば積極的に対応していきたくてという答弁がありました。また、水質検査中に水道局嘱託職員が死亡する事故があったが、改善策として水質検査業務を全面委託にはできないのか、また水質検査委託料を支払っての水質検査と日常水道局職員が行っている水質検査の違いはどういったものなのかという問いに対し、水質検査の委託料は広域水質検査センターが毎月原水及び浄水の水質全項目の検査を行っているものである。水道局で行っている水質検査については、現在嘱託職員とシルバー人材センターの2名体制で行っており、毎日の原水の状況等を把握するために必要な業務であり、職員が直接目で確認することが正しいやり方であると思っている。全面委託についてはこれからの検討課題としていきたいという答弁がありました。賛成と反対の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

以上11議案について、審査の経過及び結果をご報告申し上げましたが、そのほかにも各委員の皆様方から活発な質疑がなされ、数多くの意見、要望が出されておりますことをつけ加えまして、決算特別委員会の委員長報告といたします。

石井議長 以上で、決算特別委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第1、認第1号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 認第1号平成20年度葛城市一般会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

まず、平成20年度の政府予算や地方財政計画が、市民の暮らしや地方自治体の財政にどのような影響を及ぼしたか検証されなければなりません。小泉、安倍、福田政権と続いた構造改革路線のもとで、大企業、大資産家には毎年7兆円も税金をまけてやっている一方で、国民には医療や介護などの保険料の値上げ、定率減税の廃止や年金課税の強化で7兆円もの負担を押しつけています。派遣労働が製造業にまで拡大され、働く人の3人に1人は派遣やパートなどの不安定な仕事にしかつげず、年収200万円以下の働く貧困層が1,032万人を超えました。生活保護受給者も108万人に上るなど、貧困と格差が一層拡大しています。その上に、地方財政に大きな影響を与えた三位一体改革で、国庫補助金は総額で5兆2,000億円削減されました。これに対する財源対策は、所得譲与税で3兆円、交付金課税8,000億円、合わせて3

兆8,000億円に過ぎません。差し引き1兆3,000億円近い地方財源が削られたのであります。地方交付税は3年間で約5兆1,000億円減らされました。平成20年度の地方財政計画は、地方再生対策費4,000億円を創設し、実質的な地方交付税が約4,000億円増額になっていますが、平成19年度までの地方交付税抑制路線は継承されており、この分が単純に増額になっていないのであります。集中改革プランなどの推進で、支出を削減して財源を生み出すことが前提で、結局平成20年度の実質の地方交付税は平成19年度とほぼ同水準に押さえ込まれているのであります。総務省も認めているように、平成8年度以降11年連続して地方交付税法第6条の3第2項の規定に該当する巨額の不足が生じる事態となっています。法の規定に基づき、地方交付税率の引き上げ、あるいは抜本的な制度改革を行い、地方の財源を保障すべきであります。三位一体改革の結果は、結局地方自治体にとっては自由と裁量が広がらず、財政悪化がさらに進みました。住民にとっては負担の増大とサービス後退への不安が広がることになりました。地方分権の推進は看板倒れと言わなければなりません。この三位一体改革を受け入れ、地方分権が推進できるとの考えに固執をしてきた市当局の姿勢は容認できないものであります。

本市の平成20年度当初予算では、前年度に引き続き多額の財源不足が生じ、財政調整基金等の積立金から13億4,000万円の繰り入れ等によって、収支の均衡を図りました。本決算では基金取り崩しは4億7,800万円に縮小されていますが、平成19年度の3,000万円を大きく上回っています。近年の財源不足の増大は、財政需要がふえるもとで三位一体改革による地方交付税や国庫補助負担金等の削減が大きな原因になっていることは明白であります。平成20年度の実質収支は1億1,685万円の黒字ですが、単年度収支では7,105万円、実質単年度収支では3億8,961万円の赤字になっています。三位一体改革が実施された平成16年度以降の5年間では、平成19年度を除く4会計年度で実質単年度収支は赤字なのであります。本市の厳しい財政状況を裏づけていると考えます。

平成20年度の個人住民税の所得割の調定額は15億9,200万円と、前年度より2,800万円の減額になっています。地方経済の低迷や団塊世代の定年退職、構造改革路線のもとで勤労者の3人に1人が派遣やパートなどの給料の低い非正規雇用にしかつけない事態が広がり、勤労者の所得が9年連続して減少するなど、市民の厳しい生活実態が税収が上がらない要因になっているのであります。固定資産税は土地で8億1,582万円、前年比1.35%の増と、地価公示価格が17年連続して下落をしているにもかかわらず、固定資産税の過重な負担は解消されていません。不当な公示価格の7割評価、地価の大幅な下落や住民生活の実態が反映されない現行の課税措置は認めがたいものであります。

次に、不納欠損処分についてであります。平成20年度決算において、個人住民税の1,413万円を初め、固定資産税で4,739万円、軽自動車税で125万円など、あわせて6,299万円が不納欠損額として認定され、処分されています。それぞれ法令の根拠に基づくものと考えますが、その中身が十分精査され、今後の収納事務に活かされなければなりません。不納欠損処分の内訳を見ますと、消滅時効が93人で5,493万円と全体の87.2%を占めています。消滅時効は、地方自治体の場合であれば5年間で、その権利の行使を行わなかったとき徴収権は時効

により消滅することになります。普通債権の10年からすれば半分の期間で時効となるのであります。このことからして、滞納繰越分等に対する収納事務が適正に執行されてきたか、改めて点検整理され、法令の厳正な適用と市民の暮らしの実態に基づいた取り組みを求めるものであります。多額の不納欠損処分等により、収入未済額は3億6,650万円と前年より5,489万円減りましたが、市税の収納率は98%前後の状況ですので、毎年8,000万円を超える滞納が新たに発生することになります。今年度は市税の滞納繰越分の収納率が21.2%、収納額が1,110万円ですから、このままでは滞納がふえ続けることになります。市民の暮らしの実態が反映される具体的な収入基準を明確にした葛城市独自の減免制度をつくるべきであります。

次に、寄附金等の名による住民負担の問題であります。防火水槽や消火栓の設置費用の10分の1に当たる防火水槽設置寄附金等125万7,000円の地元負担、ホースや消火器具などの設置費用に係る3分の2に当たる22万9,000円の地元負担の廃止を求めます。住民の安全や健康、福祉を守り、充実することは地方自治体の責務であります。市の責任で住民要望とあわせて計画的に整備すべきであります。

次に、防犯及び交通安全対策についてであります。旧當麻町では全額公費負担だったにもかかわらず、街灯の設置や修理に対する2分の1の負担が残されています。「サービスは高く、負担は低く」の約束を裏切るもので、認めることはできません。

次に、障害者福祉についてであります。平成20年4月から段階的に施行されている自立支援法によって、これまで障害者福祉サービスは収入に応じた負担方式で、ほとんどの人が無料で利用できたものが、原則1割の定率負担が導入されました。葛城市では減免制度等の活用により、4.4%程度の負担に抑えられていますが、わずかな年金収入が頼りの障害者にとっては大きな負担であります。自立支援法の施行で、障害者の負担は総額700億円もふやさされ、逆に国の負担は350万円も削減されています。やることがあべこべであります。障害者の自立や社会参加を妨げる事業の推進は容認できないものであります。

次に、農業振興についてであります。日本の食料自給率はカロリーベースで40%を割り込み、39%という最悪の水準に落ち込みました。それでも水田農業、構造改革推進事業の名による142.4ヘクタールの転作が実施されました。生産調整にもかかわらず、米価は平成6年の60キロ当たり2万2,000円から平成19年には1万3,000円と、40%も下落しています。米作農家の1時間当たりの労働報酬はわずか256円です。大規模な生産者でも生産費を賄えない状況になっています。しかも、国は生産調整を押しつける一方で、アメリカなどから年間77万トンもの大量の米を輸入しています。これでは、農家の生産意欲を奪い、水田の荒廃、転用を一層加速させ、農業経営をますます窮地に追い込み衰退させてしまいます。葛城市の農業と耕作地をつぶす減反政策は認めることはできません。農業費3億3,741万円のうち、農道や水路等の整備、ほ場整備などの基盤整備、いわゆるハード事業は2億2,000万円で71.48%を占めています。農業振興費などのソフト事業は3,370万円、わずか9.7%であります。農業を葛城市の基幹産業と位置づけ、これまでの基盤整備に多額の予算を配分する公共事業中心の農業政策を改め、農業計画を支え、後継者を育てる。価格保障や所得保障制度の創設、地産地消の促進、消費地の開拓、農地の保全拡大などに予算を重点配分し、国からの支援から排除

されている大多数の家族経営を中心とした農業経営を支援し、これらの農家を巻き込んだ集落営農を発展させるべきであります。

商工振興費についてであります。歳出総額に占める商工振興費は4,405万円で、0.37%であります。農業費の8分の1、今日の厳しい経済情勢の中で、地域経済と雇用を支え懸命に踏ん張っている商工会会員を初めとした中小商工業者の役割、努力からして不十分なものであります。地域経済の活性なくして本市の発展はありません。抜本的に商工振興費をふやし、中小商工業者の経営状況やニーズ等を調査し、支援策を策定され、実施すべきであります。

商工振興費の御所労働保険事務組合補助金25万円、商工業人権対策補助金15万円、企業内人権教育推進協議会補助金5万円についてであります。これらの補助金は旧新庄町において同和対策として創設され、事業名を同和から人権へと書きかえられ、葛城市に引き継がれてきたものであります。周知のように、平成13年度末に地域改善財政特別法が期限切れとなり、国の同和対策事業は既に終了しています。部落問題は基本的に解決されたと言える状況に至っています。特別な同和対策はやめるべきであります。

都市基盤整備、道路整備についてであります。新市財政計画が合併初年度に破綻したことで、新市建設計画を初め、旧町から引き継がれてきたまちづくり交付金事業や街路事業、緊急地方道路整備事業など膨大な事業費を投入する公共事業の執行は、現状のままでは認めがたいものであります。全ての事業を抜本的に見直し、事業の中止や縮小、工期の延長など、事業費の削減を行い、今日の社会経済情勢や葛城市の財政状況が反映された新たな財政計画のもとで進めることを求めます。また、基幹道路、都市基盤整備事業優先を改めて、市民の身近な通勤、通学、買い物道路などの生活道路の整備や、バリアフリーな公共施設の整備に予算を重点配分し、障害者、高齢者を初め、乳母車でも安心して利用できる道路整備や公共施設の改修を計画的に進めることを求めるものであります。

以上、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 それでは、認第1号平成20年度葛城市一般会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

本決算におきましては、歳入額123億4,900万円で、対前年比4,100万円の増収となっております。また歳出額においては120億3,800万円で対前年比7,800万円の増加となりました。翌年度に繰り越す財源を差し引いて9,900万円の黒字となったところでございます。

本決算と特別会計決算の一部を合わせた平成20年度の普通会計の決算額に基づく本市の財政状況を主要な財政比率に判断すると、監査委員からの報告書を見ても、各比率の数値は健全であることを示しており、財政運営の成果があらわれていると評価をいたしております。

一方で、ますます深刻化する少子高齢化社会による社会保障費の伸びは、財政を圧迫させる要因となり、今後喫緊の課題であるとともに、昨年末からの世界同時不況による経済危機は、市民生活にも影響を及ぼすものであり、本決算における各事務事業の執行状況から、さらなる経済対策を早急に市民の声に耳を傾けて取り組んでいただきたいと思うところでござ

います。

さらに、このたびの鳩山新政権の発足による国の補正予算一部凍結方針が示されている中において、本市としても今後の国の補正予算を使っての事業が組み立てられていることがどのように影響していくのか、また今後さまざまな制度の改正による経費についても十分な体制、設備が整えてあるかどうか、これからの財政運営について国の動向をしっかりと見詰めることが重要であり、市民生活が停滞しないよう、市長には各関係所管に情報提供を密にすることの徹底した業務の確立をお願いしておきたいと思うところでございます。

このたびの決算における各事務事業の執行は、不用額とその成果の分析をしっかりと行い、執行率を十分精査していただき、今後の予算査定における充実した行政サービスに反映することを望むところでございます。

以上のような意見を申し述べ、決算における賛成の立場の討論といたします。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第1号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

石井議長 起立多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定されました。

日程第2、認第2号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 認第2号平成20年度葛城市国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

葛城市国民健康保険事業は、合併前の「サービスは高く、負担は低く」の約束にもかかわらず、医療費の大幅な伸びや加入者の増加等を理由に、平成18年度に平均で17.6%の大幅な税率の引き上げが実施されました。今、年金収入の減少、勤労者の3人に1人が派遣やパートなどの給料の低い非正規雇用にしかつけないなど、加入者の所得が減っている上に、定率減税や老年者控除の廃止、介護保険料の引き上げなど、市民の暮らしと経営が大変な状況に追い打ちをかける過重な負担となっているのであります。

国保税の現年度課税分の収納率は92.67%と、平成19年度の93.78%を1.11ポイントも下げています。市税の中で一番低い固定資産税の97.45%より4.78ポイントも低くなっています。国保加入者の所得の実態は、所得ゼロの世帯が全世界帯に占める比率は25.3%、100万円以下の世帯は44.4%、200万円以下の世帯は66.8%にもなっています。もともと国保は所得の低い人が多く加入している保険なのであります。ところが、国保税は収入がなくても少なくとも平等あるいは均等割、資産割が課税され、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになって

いるのであります。払いたくても払えない人がふえ、滞納世帯は1,195世帯、国保加入世帯の22.3%にもなっています。国保税が払えなくて1カ月、3カ月、6カ月の短期保険証が発行されている世帯は157世帯と、年々ふえる傾向にあります。重い税負担に耐えられず滞納を余儀なくされている所得の低い加入者に対する安易な短期保険証の発行はやめるべきであります。保険証を取りに来ず未交付となっている世帯は210世帯、286人分あります。この中には子供たちが含まれており、早急な対応が求められます。

平成20年度決算において滞納処分された不納欠損額が4,899万円、それぞれの法令の根拠に基づくものと考えますが、その中身が十分精査され、今後の収納事務に活かされなければなりません。不納欠損分の内訳は、地方税法第18条第1項の消滅時効が105人で4,181万円と全体の85.3%を占めています。加入者の生活実態に即し、収入基準を明確にした市独自の減免制度をつくり、滞納の発生を未然に防ぎ、だれもが安心して医療にかかれる国保制度の確立を求めるものであります。

国保制度は国の責任で国民に医療を保障する社会保障制度であるにもかかわらず、幾度となく国保財政は困難に陥り、国保税の引き上げが続いてまいりました。それは国保事業に対する国の負担を大幅に削減してきたことが最大の原因であります。昭和59年に総医療費の45%から38.5%に国庫負担率が減らされたことを初めとして、法定減額に対する国の負担を4分の3から2分の1に減らすなど、昭和59年までは国保の収入に占める国の負担割合は約50%ありましたが、平成7年には36%と大幅に削減されてきたのであります。国保財政の健全化を加入者の負担に求めるのではなく、国にこそ削減された国庫負担率をもとに戻すなど、法に基づく責任を果たすことを強く求め、だれもが安心して医療にかかれる社会保障制度として再構築をすべきであります。

保健事業についてであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、保健事業として特定健診が導入されました。メタボリック・シンドロームの予防、改善に、保険者は腹囲測定を軸にメタボリック・シンドロームの加入者を見つけ出し、保健指導を行うことを義務づけています。平成20年度の特定健診の受診率は16.2%と、目標の20%を達成できませんでした。重大なことは、健診の受診率や保健指導や改善率が期限内に国の参酌基準に達しなければ、後期高齢者医療に10%の支援金を加算させるというペナルティーが課せられることでもあります。健診の趣旨を歪め、肥満者に肩身の狭い思いをさせる保健事業は本末転倒であります。また、健診に対する1割の負担も、加入者にさらなる負担を強いるもので同意できません。

以上、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 平成20年度国民健康保険特別会計の認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

本特別会計決算の状況につきましては、急速な少子高齢化の進展や医療費の増大、また社会情勢を取り巻く環境が大きく変化する中で、国民健康保険の運営につきましては法定外の一般会計からの繰り入れにより不足を補うなど、依然として厳しい状況が続いている現状であります。平成20年4月からは75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療制度が創設され

るなど、制度が目まぐるしく改正されており、今後も制度改正による財政などの影響と社会情勢を考慮しながら財政の確保を図るとともに、支出面においても特定健康診査、特定保健指導、人間ドックなどの保健事業の充実により、医療費の適正化に努め、また昨今新型インフルエンザが蔓延するとの危惧をされる中、国保財政の圧迫も考えられるわけでございます。健全な国保運営、財政運営に取り組まれることを要望し、賛成の立場で討論いたします。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第2号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

石井議長 起立多数です。

よって、認第2号は原案のとおり認定されました。

日程第3、認第3号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第3号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第3号は原案のとおり認定されました。

日程第4、認第4号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 認第4号平成20年度葛城市介護保険特別会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

本介護保険特別会計決算は、第3期介護保険事業計画に基づき実施された第1号被保険者の保険料改定で、月額基準額は2,650円から一挙に54%、1,450円も引き上げられ月額4,100円、全国平均4,090円を上回り、年額で4万9,200円、年間1万7,400円もの負担増が実施された最終年の決算であります。

「サービスは高く、負担は低く」の合併時の約束を破る保険料の大幅な負担増は、年金収入が減少しているにもかかわらず、医療費の自己負担の引き上げ、定率減税や老年者控除の廃止など、高齢者への負担強化と相まって、高齢者の生活に深刻な影響を与えています。年金収入が年額18万円に満たない普通徴収の方の収納率は年ごとに低下し、平成20年度の収納

率は86%、前年比0.9ポイント低下し、滞納額は512万円ふえ、滞納繰越額は1,896万円にもなっています。制度が導入されて初めて67万2,200円の不納欠損処分が行われています。生活の困窮が進む中で、払いたくても払えない状況になっているのであります。

高い保険料の最大の原因は、介護に係る国庫負担の割合を50%から25%に引き下げたことにあります。しかも、このうち5%は後期高齢者の比率の高い市町村に重点的に配分される調整交付金であります。全国市長会や全国町村会が繰り返し要望しているように、この調整交付金は25%の別枠にして、国庫負担割合を30%に引き上げるべきであります。さらに、平成17年10月からこれまで介護保険の対象とされていた食費や介護施設の居住費を介護保険の対象から外され、原則として食費や居住費の全額を利用者負担とされました。保険料や利用料の過重な負担は認めがたいものであります。早急な市独自の減免制度の整備を求めるものであります。給付見込みが大幅に下回るなど、保健事業勘定で7,920万円の黒字となっております。介護給付準備基金は1億2,000万円を超える見込みであります。基金を取り崩して介護保険料の引き下げを求めるものであります。

平成18年度に導入された新予防給付によって、要支援1、要支援2と認定された人は、原則的に新予防給付のサービスしか利用できなくなり、現在の要介護1の人が要支援2と判定されれば、これまでのサービスではなく、筋力トレーニングや栄養指導などを中心としたサービスに制約されてしまいます。さらに、地域支援事業の実施によって、これまで国、県、市が分担して全額公費で実施されてきた高齢者の保健福祉事業を介護保険に取り込んで、その費用を介護保険で賄うことにされました。国はこの改定で介護予防事業にかかる国庫負担を減らしましたが、その分介護保険料の引き上げになります。介護予防の取り組みを充実すればするほど、保険料が値上げになるのであります。こんな仕組みはやめるべきであります。特別養護老人ホームなどの施設利用者に対する大幅な負担増や軽度の人介護サービスの切り捨てなど、これまで政府が盛んに言ってきた家族介護から社会が支える制度、サービスが選択できる制度の宣伝文句は、全くの偽りであったことをみずから証明したものであります。

我が国の高齢社会へのテンポは、平成27年には高齢者のひとり暮らし世帯が高齢者世帯の3分の1に当たる570万世帯に増加し、認知症の高齢者も現在の150万人から平成27年には約250万人に増加することが予想されています。この高齢社会の見通しから明らかなことでありますが、特別養護老人ホームなどのサービス機関の整備が重要だということでもあります。2年、3年と待たなければ入所できない特別養護老人ホーム、本市の待機者は109名にもなっています。ショートステイもいっぱい状況で、高齢者家族の緊急事態に対応できない状況です。国の対応を待っていては間に合いません。民間事業者の参入に頼らず、葛城市の責任でサービス基盤の整備に着手すべきであります。

以上、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 それでは、認第4号平成20年度葛城市介護保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきます。

本特別会計の決算につきましては、介護保険制度の持続可能性を高めていくための改正が行われた第3期事業計画期間の最終年度に当たり、第3期においては介護保険料の改定による介護予防を重視した取り組みや、各種介護サービスのさらなる質の向上に心がけ、新たな介護予防事業などが推進されたところでございます。

本決算において、介護給付費については当初の事業計画より下回った結果となりましたが、介護サービス及び地域支援事業の介護サービスは、市民皆様のご理解とご協力により組み込まれたことを評価するとともに、より一層市民と協働で介護予防、自立支援を進めていただきたいと思います。

また、本決算において執行された新たな事業による特定高齢者把握実態事業では、65歳の皆様のご協力のもと、生活機能評価と訪問実態調査を実施し、特定高齢者を認識することができたことは、今後の介護予防事業のさらなる拡充に向け大きな成果を上げるとともに、いつまでも健康で暮らせる安心した生活環境を推進できたことの結果となったことは評価をいたすところでございます。

また、本決算における基金への積み立ては2,900万円であり、第3期事業計画における基金残高は7,979万9,000円となり、平成21年度から実施の第4期事業計画に引き継がれ、介護事業のさらなる充実した活用に生かされる基金運用として貢献されていく、このようなところに対しても評価をいたしております。

一方で、平成18年度4月に設置された地域包括支援センターの機能強化にも取り組まれておりますが、ひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯、認知症高齢者など、地域で生活を続けるためにはさまざまな支援が必要であり、今後さらに地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制のもと、高齢者の方々が将来にわたって安心して自立した生活ができるさらなる支援体制の確立を望むところでございます。

以上、本決算における意見を申し述べて、賛成の立場の討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第4号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

石井議長 起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

日程第5、認第5号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第5号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、認第5号は原案のとおり認定されました。
日程第6、認第6号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第6号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、認第6号は原案のとおり認定されました。
日程第7、認第7号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第7号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、認第7号は原案のとおり認定されました。
日程第8、認第8号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、認第8号議案を採決いたします。
本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、認第8号は原案のとおり認定されました。
日程第9、認第9号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第9号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、認第9号は原案のとおり認定されました。

日程第10、認第10号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 認第10号平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定について、反対討論を行います。

後期高齢者医療制度は、平成18年6月医療改革法によって導入され、平成20年4月から75歳以上の高齢者はこれまで加入してきた国保や組合健保、政管健保等を脱退させられ、強制的に加入させられることになりました。本制度によって、保険料は所得割が7.5%、均等割が3万9,900円となり、平均年間保険料は8万3,400円になります。さらに年金額が月額1万5,000円、年額18万円以上の人は、介護保険料と合わせて後期高齢者医療保険料を年金から天引きされることになりました。また、扶養家族として被用者保険に加入している人は、直接本人が保険料を払うことはありませんでしたが、新制度では一人一人が保険料を払わなければならなくなりました。家族に扶養されている所得の低い人も含めて、全ての後期高齢者から保険料が取り立てられることになったのであります。しかも、保険料は2年ごとに改定され、医療給付費の増加と後期高齢者人口比率が増加するのに応じて保険料が引き上がる仕組みとなっています。後期高齢者医療制度は、75歳以上の人を他の世代の人から切り離し、際限のない負担増を押しつける医療制度であり、認めることはできません。

さらに、後期高齢者医療制度では、保険料が払えず1年以上滞納すると悪質滞納者と見なされ、保険証を取り上げられ、かわりに資格証明書が発行される仕組みが導入されています。これまでは75歳以上の高齢者は老人保健制度の対象者として国が医療に責任を持つことになっていましたので、被爆者や結核患者等と並んで、保険証の取り上げが禁止されていました。これが平成20年4月から老人保健制度が廃止され、75歳以上の人からも保険証の取り上げが可能になったのであります。金の切れ目が命の切れ目、これでは皆保険制度は崩壊してしまいます。資格証明書の交付制度はただちに廃止すべきであります。

さらに、後期高齢者が受けられる医療を制限し、年齢で差別医療を押しつけようとしていることでもあります。74歳以下の人に対する医療とは診療報酬を別建てにして、高齢者の診療報酬を改定し、高齢者担当医のみを対象にした後期高齢者診察料を定額払いとし、条件をつけるなどあります。高齢者の医療内容の劣悪化、病院からの追い出しを加速されるものがあります。後期高齢者医療制度の導入のねらいは、医療費がかかる75歳以上の高齢者を一ま

とめにして、際限のない負担増と差別医療を押しつけることで医療費を抑えることにあります。国の負担を削減するために高齢者を差別する医療制度の執行を担い、高齢者に耐えがたい負担を押しつける後期高齢者医療保険特別会計決算は認めることはできません。制度の中止、撤回を求めるものであります。

以上、討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

2番、朝岡君。

朝岡議員 それでは、認第10号平成20年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計決算の認定につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本特別会計決算につきましては、この制度が創設されて初めての決算でございます。制度発足当時はさまざまな批判や疑問視をされることが相次ぎ、国においては高齢者医療の円滑な運営のため、低所得者へのさらなる軽減措置を講ずるとともに、制度の定着を目的としたさまざまな改革、改善がなされたところであります。

そのような中、本決算で示された歳入面において、被保険者から徴収する保険料の収納率向上に努められ、歳出面においても医療システムの保守や変更等、広域連合と連携を密にしながら、健全な執行に努められたことは大いに評価をするところであります。

先日確立された新政権では、この制度の廃止を取り上げておりますが、今後政府において新たな制度を創設し、高齢者医療の安定した運営を進めていくことの議論が行われるように思います。超高齢者社会が進む今後において、本市の高齢化率も21%台を超え、75歳以上の医療費は急速にふえ続けていく現状を考えますと、本制度を廃止しても、この問題自体が解決するわけではないと、このように思うところであります。

今後、国において制度の動向をしっかりと見詰め、広域連合との情報の共有化を図り、高齢者の皆さんの声に耳を傾けるとともに、高齢者医療の安定かつ持続可能な運営を協議願いながら、より一層安心な医療制度の構築に向け努力をされることを望むところでございます。

以上の意見を申し述べて、決算の賛成の立場の討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第10号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

石井議長 起立多数です。

よって、認第10号は原案のとおり認定されました。

日程第11、認第11号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

17番、白石君。

白石議員 認第11号平成20年度葛城市水道事業会計決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

水道事業は一部の住民だけに限定されたサービスから普及率が100%近くになっているように、全ての市民を対象に一日として欠かすことのできない生活水を供給する国民皆水道の事業に発展をしています。水道事業は水道法において清浄にして豊富、低廉な水の供給が目的とされ、地方公営企業法ではその本来の目的である住民福祉を増進するように運営されなければならない等、住民生活に必需的な生活水の供給を担い、公共性の優先が規定されているように、住民の生存権を保障するという公共性の高い企業であります。また、水道事業は上水道や配水池、広大な配水管の布設など、施設設備の建設改良に巨額な資金が必要であるにもかかわらず、経営が悪化したからといって安易に水道料金を値上げすることができない採算性の低い事業でもあります。

ところが、このような役割と経営環境に置かれている水道事業は、地方財政法第6条や地方公営企業法第17条の2の規定などによって、地方公共団体の一般会計、または他の特別会計において負担すべきものを除き、当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされ、経費の負担区分の制度を前提に、一般会計からの繰り入れを制限する独立採算制の経営原則が採用されています。地方公共団体が経営する企業にもかかわらず、事実上一般会計から遮断された経営が強制されているのであります。さらに、この独立採算の経営原則は、採算性の低い水道事業に施設設備の建設改良に必要な巨額な資金を企業債、借金によって賄うという独立した資金調達の方法と、企業債の元利償還費や資産の減価償却費など、全ての費用を水道料金で賄う受益者負担方式によって、公共性よりも経済性を優先される仕組み、民間企業よりも厳しい経営方式が強制されているのであります。大規模な建設改良事業を実施すれば、減価償却費や企業債の元利償還費の増嵩によって、たちまち収支が悪化し、水道料金の値上げをしなければ借金の返済も減価償却費の積み立てもできなくなる仕組みになっています。一般会計からの繰り入れを制限し、全ての費用を水道料金で賄う受益者負担方式などのいびつな独立採算制が、水道料金の値上げを誘導しているのであります。株式資本をもとに施設を建設し、事業展開を行う民間企業が、事業収支がとんとん、赤字ならば配当もないという仕組みと比べても、民間企業以上の超企業的な経営が押しつけられていることは明らかであります。

住民福祉の増進が目的の地方自治体が経営する企業であり、発足当初の一部の住民に限定されたサービスから、住民にとって欠かすことのできない公共サービスになっている水道事業は、経営の基盤である施設設備の建設改良等に必要な資金は租税を中心とした一般財源に求めるべきであります。また、国や県は施設整備の建設改良事業等に対する補助制度を拡充すべきであります。本来、真の独立採算制とはこのような社会的費用を一般財源で賄った上で自主的、独立的運営を保障することであると考えます。

次に、企業債についてであります。国は公営企業に対して建設改良費等の資金を企業債によって賄うことを強いていながら、企業債の借入れについては地方公営企業法第22条で行政庁の許可を要しないと規定しているにもかかわらず、法附則第2項で当分の間地方自治法

第250条の規定があるものとするとして、行政庁の許可を必要としています。当分の間といいながら、50年以上も許可制を放置し、企業の自主性を奪ってまいりました。

昨年から協議制に改められましたが、本来独立採算制を建前としている公営企業は、経営の根幹である施設の建設改良のための資金調達において、企業の自主性が確保されることは基本的な要件であるべきであります。国は地方公営企業法第22条の2において、企業債の借りかえ等を認めていながら、資本費などの厳しい許可要件を設定しているため、経営努力によって収支の改善が進めば進むほど許可要件から遠ざかり、事実上借りかえができない仕組みにしています。経済性や企業性を求めておきながら、これでは自立した経営ができるはずがありません。許可要件はただちに廃止すべきであります。現行制度を容認する管理者の姿勢は認められないものであります。

平成20年度末の企業債の未償還残高は11億6,084万円となっています。金利5%台が4件で1億1,101万円、4%台が8件で4億7,780万円となっています。今年度は6%以上の企業債1億500万円の繰上償還が実施されました。引き続き5%、4%以上の企業債の繰上償還を進め、金利負担の軽減を求めるものであります。

次に、県水の受水量と自己水源の確保、開発についてであります。平成20年度の県水の受水量は120万8,000トン、総配水量508万トンに占める割合は23.94%となっています。夏場の渇水対策や大口使用者への供給など、やむを得ない事情もありますが、営業収支に大きな影響を与える高い県水の受水は25%以内に抑えるとした目標を今後も堅持すべきであります。多くのダムを水源とする県水に頼らず、葛城山系の恵まれた自然環境を生かし、貴重な雨水を有効に活用する自己水源の確保、開発が大切であります。山林所有者の協力を求め、手入れ不足で過密になっているスギやヒノキの人工林の適度な間伐や枝打ち、広葉樹の植林を行うなど、保水力の回復を図ること、水をつくる山林の機能を水道事業の重要施策として計画的に推進することを求めます。

平成20年度の収益的収支は当初見込みを大幅に上回る8,632万4,000円の黒字となっています。平成21年度へ繰り越しされる補てん財源は21億円を超えています。有収率は96.44%と過去最高を記録しました。給水原価は127円38銭、供給単価は142円9銭、料金回収率は111.5%となり、トン当たり14円71銭の利益が出ることになっています。平成18年度の16円60銭に次ぐ成績であり、大いに評価できるものであります。水道事業の目的は、利潤の追求にあるものではありませんが、収支の悪化は水道料金の値上げに直接つながります。合併前の「サービスは高く、負担は低く」の約束が守られるよう、一層の経営努力を求めるものであります。

長年にわたり自己水源の確保や有収率の向上など、企業経営の維持、改善に日夜努力されてきた水道局職員の苦労や水源地大字のご協力は大いに評価され、感謝されるべきと考えますが、以上の理由によって反対せざるを得ません。

討論を終わります。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

3番、西井君。

西井議員 認第11号平成20年度葛城市水道事業会計決算の認定につきまして、賛成の立場で討論させ

ていただきます。

皆様もご存じのとおり、水道事業は私たちの市民生活や産業活動に欠かすことのできない事業であり、安全で安価な、また住民ニーズに合う水道水の安定した供給をしていただくことが大きな責任であると思うわけでございます。

しかしながら、昨今の経済状況や資源の有効活用が叫ばれる中、市民の皆さんの節水意識の向上や企業の努力などによりまして、水道水の使用量が伸び悩んでおります。そうした中、なお今後におきまして関係取水地域のより以上の相互のご理解と協力を仰ぎながら自己水の確保に努められ、あわせて事業の効率的な運営を図られることなど、健全経営に努められることは大いに評価させていただいているところでございます。今後とも水道事業本来の使命でございます安全で安心な水の安定供給のために、地震などの災害対策などにも配慮されながら、住民福祉の増進と市民サービスの向上にさらに邁進されることを要望いたしまして、私の賛成討論といたします。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、認第11号議案を採決いたします。

本件に対する委員長報告は認定であります。本件は委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

石井議長 起立多数であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前 1 1 時 5 1 分

再 開 午後 2 時 0 0 分

石井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第12、議第42号から日程第17、議第49号まで、以上6議案を一括議題といたします。

本6議案は総務文教常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 去る8日の本議会におきまして、総務文教常任委員会に付託されました議案につきまして、9日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第42号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第43号議案と議第44号議案については関連があり、一括議題、一括質疑とし、討論、採決は1議案ごとに行いました。質疑では、現行の情報公開審査会と個人情報保護審査

会を機能的に特化して、情報公開及び個人情報保護審査会と審議会に改正することにより、専門的な審査会の形態をとり、情報公開に関し不服申し立てに対する諮問に対し答申を行うことを強化されたものであるが、不服申し立ては現状で年間どれぐらいあるのか、また、この不服申し立てがふえてきているということでこういう対応をされたのかという問いに対し、今現在のところ不服申し立ては1件であるが、最近情報にかかわる開示、不開示についての異議申し立てが葛城市だけでなく他市においても増加傾向にあるということがあり、今後においてもそういうケースが出てくる。法律的な解釈、高度な判断を必要とするとの関係から、専門的な知識の中での法的解釈をしていただくということで、今回の改正に至ったということで理解いただきたいという答弁がありました。また、百条委員会で求めた資料が個人情報保護に係る問題で審査会にかかることになった。必要なときに早く出してほしいと求めたが、審査会の委員の日程等の都合があり、なかなか審査会が開られない状況であった。結果的には資料が提出されないことに不服があったが、日程が詰まってきたので本来の百条委員会の審査を進めることとした。このようなことで審査会の答申が遅れることがあってはならないことであり、迅速な運営ができるのか。また、文書管理、情報管理はきっちりできてきているのかという問いに対し、百条委員会で情報公開の件については日数がかかりかかったということを再度おわびしたい。この件に関しては、葛城市始まって以来のことで慎重にさせていただき大変時間をとらせていただいた。個人情報の開示等のことについては、情報公開及び個人情報保護審議会が所管になる。これからはなるべくスピーディーにできるよう努めたい。また他市の審査会の状況を見ると、その前提に裁判があるということでその裁判にたえることのできる根拠立てをきっちりとしていくということで、回数を重ねて実施されている状況である。できるだけスムーズに審査結果が出るように注意を払って進めたいと考えているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、議第43号、議第44号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第45号議案についてであります。質疑では、情報公開及び個人情報保護にかかる審査会と審議会に報酬に差をつけることになっているが、葛城市だけでなく県下でもこういう基準になっているのかという問いに対し、個人情報保護審査会と情報公開審査会を1つの審査会にしている団体は県下で4団体あり、その報酬日額は大和郡山市で1万3,800円、天理市で1万1,000円、御所市で1万円、生駒市で1万4,000円となっている。市町村によってばらつきがあるが、今回1万2,000円とさせていただいたのは、お医者さん等の委員で構成されている介護認定審査会の報酬日額が1万2,000円となっており、それに合わせたということで理解いただきたいという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第46号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第49号議案についてであります。質疑では、今回の補正予算は国の地域活性化・経済危機対策臨時交付金や第2次補正に伴い計上されたものであるが、実際に政権が交代し、子育て応援特別手当の支給が微妙な情勢であり、子ども手当が創設されることでどうなるの

かなど、見直しされることがある。担当部署としては住民の皆さんにお知らせして申請という形をとらないといけないこともあり、この点でほかの部分も含め、どういう見通しを持っているのかという問いに対し、現在のところ執行されるとの前提で今までの規定に基づき粛々と進める以外にないと考えている。いち早く情報を手に入れながら、計上した予算が執行できるのかできないのか、しっかりと見きわめてやっていかなければならない。先週の部長会で各部長に緊急経済対策や雇用に係る補助金がつくのか、つかないのか、どういう事業であるのか、しっかりと見きわめ優先順位をつけ、色分けをしていくようにと指示を出している。万が一未執行の分については取り下げるといった場合があったときには、市単独でできる事業と来年度以降まで延ばしていかなければならない事業をこちらの方で色分けをしながら判断していくということを次善の策として考えているという答弁があり、また緊急雇用創出事業ということで、全体でどういうところへどういう形で雇用の募集をかけるのかという問いに対し、交通指導員設置事業、大字地名板設置事業、防護柵点検維持事業、消防水利施設の安全確認事業については、シルバー人材センターへの委託を、また観光ホームページ制作事業については特殊な業務なので民間企業への委託を、また県下一斉の滞納整理の強化期間に納期内納税の啓発活動を行う「蓮花ちゃんの納税キャンペーン」については、市内のアルバイト登録されている方から2名の雇用を考えているという答弁がありました。

また、文化とコミュニティまつり補助金が160万円減って、葛城フェスタで400万円ふえている。何が一緒になって1つの祭りとなったのか。予算的にはどうなのか。また、2つの催しを1つにしてしまおうとした経緯についてという問いに対し、文化とコミュニティまつりは長年行われてきたイベントとして地域に根づいており成果を上げられてきたものであるが、行政が中心になって行われてきた催しであり、マンネリ化ということも考えて、今まで築き上げてこられてきたものをより一層拡充、拡大していこうということでいろいろな団体に呼びかけ、賛同を得て葛城フェスタという名前のまとまりで取り組んでいこうというものである。そして、今までの文化とコミュニティまつりと健康ふれあいまつり、それからもう1つ新たに収穫祭という形で市内にある農産物の販売にできるだけ多く参加していただくということで、葛城フェスタという形に変えて実施することとさせていただいた。予算は400万円計上しており、実行委員会へ交付し、執行されるものである。内容は、報償費としてセレモニーやイベント関係の謝礼金、需用費としてのぼり、花の苗、役務費として損害保険料、広報の振込手数料、委託料としてテント、電気、プロパンガス等の設置の委託や設備委託という内容のものを予算化しているという答弁があり、関連して、公園まつりも2日から1日になった。葛城フェスタも1日ということで準備に多くの費用と時間をかけて1日の開催だと行けない人や出店される方も思いどおりの販売ができないのではないかと思う。2日間の開催にする考えはないのかという問いに対し、公園祭りは1日に集約されたことにより、集中的にお客さんに来ていただき、模擬店においても2日間の予定分を1日で完売され、非常に効率がよかったということで皆さんにも喜んでもらった。今回の葛城フェスタについては10名の職員がそれぞれ計画を練り、区長会長を初め各種団体の中から実行委員会を組織し、現在のあり方、過去の2日間、3日間の開催ということも含めて検討された。今回は新たに収

穫祭ということで農産物については実施の日程により植えつけ時期のことなど、それぞれの大字で工夫を凝らされるなど、準備による費用もかさんでいくということもあり、ことしは1日ということで試験的に取り組むことになった。その反響を見て実施する場所、日程等について検討していきたいと考えている。また、長らく11月3日の開催できたが、収穫ということで時期を遅らせて冬野菜にも対応できるようにと11月22日の予定となっているという答弁がありました。

また、低燃費・低公害車購入事業で公用車を20台ほど更新するとのことであるが、廃車しないで使う車はどれぐらいあるのか、引き続き使用する車については年数のことを考え、順次下取り価格が高いうちに更新する方がよいのではないかという問いに対し、現在保有している公用車は出先施設など全て含め、また二輪車も含めて180台ある。今回は地域活性化交付金事業により老朽化した13年以上使用している車を低公害車で燃費効率のよい車に更新しようと考えている。順次公用車は古くなっていくので、使用時期等について十分に内部でも検討し、更新していくこととしていきたいという答弁があり、また、今非常に住民の皆さんも心配し、行政も対応している新型インフルエンザにかかわっての補正予算が計上されていない状況である。実際に9月末から10月がピークになってくる中で、消耗品費のことや緊急の対策本部や看護師なり医療機関との連携を保つための人の配置のことなどは入っているのか。インフルエンザ対策について聞きたいという問いに対し、現在市長を本部長に、副市長、教育長、部長級の職員で組織する対策本部を設置し、10回ほど会議を開催している。インフルエンザの関係の備蓄品については、生活安全課に災害や危機管理用の消耗品関係の予算が100万円ほどあり、来年度はその中からマスクを1万枚、手洗いの消毒液剤70本の備蓄をしている。来年度の当初予算でも検討したいと考えている。人の配置については現在のところ特別に人をどう配置していくとは組んでいないが、職員の研修会をして、講師の先生より市の行政の体制であるとか職員が罹患して仕事に出て来れなくなった場合どうしていくべきか示唆をいただいております、対策本部の中で行政の職員が罹患して最低限どれだけの人数を窓口に確保し、仕事をどれだけ残していかなければならないかということを検討しておくようにとの指示を出している。できるだけ早期に行政の中身がインフルエンザによって滞ることのないよう、確かにできないサービスも出てくるが、その優先順位をしっかりと明確にしていきながら行政サービスができるだけ低下しないように努力する体制をとっていくよう努めたい。また市民への通達であるとか、病院の体制とかいうのは、特別に補正予算で設けていないが、各関係機関としっかりと連携をとりながら対応していきたいと考えているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第12、議第42号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第42号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第42号は原案のとおり可決されました。
日程第13、議第43号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第43号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第43号は原案のとおり可決されました。
日程第14、議第44号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第44号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第44号は原案のとおり可決されました。
日程第15、議第45号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第45号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第45号は原案のとおり可決されました。
日程第16、議第46号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第46号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第46号は原案のとおり可決されました。
日程第17、議第49号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第49号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第49号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第18、議第47号から日程第23、議第54号まで、以上6議案を一括議題といたします。
本6議案は民生水道常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求めます。
2番、朝岡君。

朝岡民生水道常任委員長 去る8日の本会議におきまして、民生水道常任委員会に付託されました6議案につきまして、10日午前9時30分より委員会を開催し、慎重に審査をいたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

まず、議第47号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第48号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第50号議案についてであります。質疑では、後期高齢者支援金等が77万3,000円増額されている。これについては病床転換助成金と聞いているが、事業の内容について、またどう理由で増額になるのかという問いに対し、当初予算時には決定されておらず、確定による補正である。病床転換助成金については、医療費の適正化計画におけるもので、療養病棟等長期入院病棟を老人保健施設または居宅サービスに転換する事業などについての分である。内容は、病床の改築や新築に伴うものであり、長期入院となっている一般病床からの転換も対象としているという答弁がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第51号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第52号議案についてであります。質疑では、前年度繰越金が平成20年度決算の結果出てきたものだが、そのうち介護給付金準備基金に4,076万6,000円が積み立てとなっている。今回の補正後の基金の残高はどのようになるのかという問いに対し、1億2,000万円になる予定であるという答弁がありました。この答弁に対し、3月の定例会において、4期計画では基金より5,000万円を繰り入れることにより保険料を据え置くことになったと説明を受けた。3期での保険料は妥当であったのかという意見がありました。討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第54号議案についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、民生水道常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。

日程第18、議第47号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第47号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第47号は原案のとおり可決されました。

日程第19、議第48号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第48号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第48号は原案のとおり可決されました。
日程第20、議第50号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第50号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第50号は原案のとおり可決されました。
日程第21、議第51号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第51号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第51号は原案のとおり可決されました。
日程第22、議第52号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第52号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第52号は原案のとおり可決されました。
日程第23、議第54号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第54号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、議第54号は原案のとおり可決されました。
次に、日程第24、議第41号並びに日程第25、議第53号の2議案を一括議題といたします。
本2議案は都市産業常任委員会に付託されておりますので、審査の結果報告を委員長に求
めます。
5番、吉村君。

吉村都市産業常任委員長 去る8日の本会議におきまして、都市産業常任委員会に付託されました2
議案につきまして、11日午前9時30分より委員会を開催し、審査しておりますので、その概
要及び結果をご報告いたします。

まず、議第41号議案についてであります。若干の質疑はありましたが、討論はなく、採決
の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第53号議案についてであります。質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で原
案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、都市産業常任委員長の報告は終わりました。
これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論、採決に入りますが、討論、採決は1議案ごとに行います。
日程第24、議第41号議案について討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、議第41号議案を採決いたします。
本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご

異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

日程第25、議第53号議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、議第53号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

日程第26、発議第5号葛城市議会委員会条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき提案者の説明を求めます。

4番、藤井本君。

藤井本議員 ただいま議題となりました発議第5号葛城市議会委員会条例の一部を改正することについて、提案理由を説明いたします。

先ほど可決されました議第42号機構改革に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴う葛城市行政組織条例の一部改正によりまして、都市産業部が産業観光部、都市整備部、上下水道部に改編されますので、それに伴い常任委員会の所管について定めた委員会条例の一部を改正するものです。

改正の内容は、民生水道常任委員会の所管について規定する委員会条例第2条第2号中の水道局を上下水道部に改め、都市産業常任委員会の所管について規定する同条第3号中の都市産業部を産業観光部、都市整備部に改めるものです。なお、施行期日につきましては、平成22年4月1日となっています。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明といたします。議員皆様方のご賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

石井議長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより、発議第5号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。
よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。
日程第27、発議第6号高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書についてを議題といたします。
本案につき提案者の説明を求めます。
17番、白石君。

白石議員 ただいま上程されました高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書について、提案理由の説明をさせていただきます。

平成20年4月から施行された後期高齢者医療制度には、少ない年金からこんなに保険料を取られたら生きていけない、長生きするなということかと、全国で怒りの声がわき起こりました。この制度は、75歳以上の高齢者を国保や健保から追い出し、囲い込み、これまで負担のなかった扶養家族を含め、一人一人から保険料を取り立てる。受けられる医療を制限し、差別する別建ての診療報酬を設ける。保険料は年金から天引きし、2年ごとに引き上げをする。保険料を払えない人からは保険証を取り上げるなどというものです。憲法違反の差別医療制度そのものであり、廃止する以外ありません。また、70歳から74歳の窓口負担の2割への引き上げもきっぱりと中止すべきであります。そもそも病気になりがちな高齢者の医療については、長年の社会貢献にふさわしく、国と企業が十分な財政負担を行い、高齢者が安心して医療を受けられるようにする必要があります。したがって、以下の点を強く求めるものであります。

1、後期高齢者医療制度を撤廃すること

1、70歳から74歳の窓口負担2割への引き上げは中止すること
であります。

議員諸氏のご賛同を賜り、可決されることをお願い申し上げ、提案理由とさせていただきます。

石井議長 以上で説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。
2番、朝岡君。

朝岡議員 ただいま上程されております発議第6号高齢者差別の後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書採択について、反対の立場で討論させていただきます。

本意見書につきましては、過日の民生水道常任委員会協議会でもその内容について議論をいたしました。本意見書では、この制度の創設により75歳以上の高齢者が今まで加入されていた国保や健保の医療保険から移行することにより、扶養家族であった方にも負担をさせていただくことになったことや、診療報酬の制限、保険料の年金天引きなど、制度の不備を指摘され、70歳から74歳までの医療機関での窓口負担割合の2割への引き上げについても中止をすることを求めています。また、この医療制度の財政負担についても、国と企業がさらに負担割合を高めることの必要性を述べられております。

昨年度より制度が運用された後期高齢者医療制度、いわゆる長寿医療制度は、少子高齢化が進む中でも、高齢者の皆様の医療水準を維持して、将来にわたって安心な医療制度を維持するために導入されたものであり、高齢者医療を国民全体で支えていこうという長寿医療制度の根幹は決して間違っているものではありません。しかしながら、制度の発足当初では、周知の不足から被保険者の皆様方にはさまざまな批判や疑問視されることが相次いで起こり、国においてもこの制度の重要性を十分認識していただくために、多くの制度運用に対する規約変更を進めてまいりました。低所得の方々への軽減措置の拡充で、従来の国保、老健加入の保険料からはほとんどの方が、おおむね7割の方が負担減となっています。また、年金からの保険料徴収についても、納付方法を選択できるシステムを構築し、柔軟な納付環境となりました。70歳から74歳までの方の医療機関の窓口負担についても、1割の据え置きとなっています。財政負担についても、従来では各自治体による保険料に格差が生じていたため、財政破綻に陥る懸念も指摘されたところ、この制度により広域化とともに国、県、企業の健全な財政負担割合のもと、将来にわたって超高齢化社会に対応でき得る医療制度が構築されたところであります。

制度導入から1年がたち、現場では制度が定着してきており、ここで廃止をすれば大きな混乱が生じると全国市長会においても声が上がっており、反発が広がっています。仮にこの制度を廃止し、もとの老健制度に戻ると、最大で9割軽減されている低所得の高齢者の保険料が大幅にアップするというおそれがあります。こうした廃止のデメリットは、高齢者の方々にも徐々に浸透し、NPO法人の日本医療政策機構が本年1月に実施いたしましたアンケートによりますと、70歳以上の約60%が制度維持に賛成であったと、このようなデータが過日報道されております。確かに、先日発足した鳩山新政権においては、マニフェストによるこの制度の廃止を掲げておりますが、高齢者や地方の声に耳を傾けるとともに、制度廃止後の全体像を早急に示す責任があると思うところであります。

この意見書に求められていることは、このような事情をかながみてまいりますと、葛城市在住の多くの高齢者の皆様が望んでおられることであるのかと申しますと、疑問に感じるとともに、現状はしっかり国の動向を見据えた上で、地方議会としては将来にわたる安定した医療制度の確立を議論すべきではないでしょうか。現状と将来を見きわめた医療制度に対し、多くの被保険者の声を私たち地方議会から制度の運用に意見を述べていくことが重要であり、

それにはまだまだ議論が不足している現状においてこの意見書を採択すべきではないと、このように思うところでございます。

以上、反対の討論を終わります。

石井議長 16番、高井君。

高井議員 提出されております後期高齢者医療制度の撤廃を求める意見書に、賛成者の立場から討論をさせていただきます。

昨年4月から実施されております後期高齢者医療制度は、自民、公明前政権による部分的な見直しが行われているにもかかわらず、制度の見直し、廃止、撤廃を求める声は広がり続けております。制度の見直し、廃止を求める地方議会での意見書は、平成21年9月1日現在で655の自治体で可決されるに至っております。

そもそも後期高齢者医療制度は国の医療費の削減をねらい、高齢者に重い負担を押しつけるものであります。受けられる医療を年齢で線引きし、断りもなく年金から天引きをし、保険料は上がり続ける。こういう医療制度は世界でも類例のないものであります。一時的な負担軽減などの見直しをしても、制度そのものを根本的に見直さなければ、到底高齢者の命と医療、健康を守ることはできないものであります。また、制度実施後1年半近くたちましたが、この間年金が月1万5,000円以下の人で年金天引きできない、普通徴収となる低所得の人たちの保険料の滞納は、全国的にも深刻な事態になっており、葛城市でも滞納者は34人にも上っております。さらに、その中の8人に短期保険証が発行されているなど、病気を多く発症するお年寄りの特性から、必要な医療が受けられないという深刻な事態も起こりかねないものであります。この後期高齢者医療制度の廃止法案は、既に昨年6月に参議院で当時の野党4党で共同提出され、可決されているものです。

今回の衆議院選挙で民主党中心の政権交代が実現いたしました。新しく就任した長妻厚生労働大臣は、改めて後期高齢者医療制度を廃止することを名言しております。この制度の廃止は大多数の国民の願いにかなうことであり、すぐにでも廃止に向けて取り組まなければならないところであります。制度廃止をすれば現場が混乱する、このようなことも盛んに言われております。しかし、2年ごとに上がる保険料、医療の制限、全ての高齢者から保険料を取り立てる、こんな悪い制度をずっと続けるのか。こういう点から申し上げます。また、来年4月には後期高齢者の保険料の改定が行われる、そういう差し迫った状況になっております。今、やはり廃止に向けて、皆様方の賛成をどうしても得ておかなければならないというふうに思います。

葛城市議会においても総選挙で下されました住民の審判に従って、ぜひこの後期高齢者医療制度を廃止することにご賛同いただけますよう、心からお願いをいたしまして、賛同者としての討論を終わらせていただきます。

以上です。

石井議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、発議第6号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

石井議長 起立少数であります。

よって、発議第6号議案は否決されました。

日程第28、奈良県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

広域連合議会議員の選挙につきましては、市議会議員から選出される議員について、欠員1名が生じたため1名を選出することになりますが、2名の立候補がありましたので、奈良県後期高齢者医療広域連合規約に基づき、各市議会において選挙が行われることになったものです。この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての市議会の選挙における投票総数により当選人を決定することになっておりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

そこでお諮りいたします。

選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数まで報告することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

これより投票を行います。

議場を閉鎖願います。

(議場閉鎖)

石井議長 ただいまの出席議員は16名であります。立会人は会議規則第31条第2項の規定により、7番、川辺順一君、及び9番、寺田惣一君の両名を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。なお、候補者名簿につきましては、既に配付しておりますが、記載台にも掲示しておりますので、よろしく願いいたします。

(投票用紙配付)

石井議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

石井議長 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人名を記載してください。白票は無効といたします。

職員が議席番号と氏名を読み上げますので、順次記載台に投票用紙の被選挙人の名前を記

載の上、投票をお願いしたいと思います。

(投票)

石井議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開場)

石井議長 開票を行います。

7番、川辺順一君及び9番、寺田惣一君の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

石井議長 開票の結果を報告いたします。

投票総数16票、これは先ほどの出席議員数に符合いたします。

そのうち有効投票16票、無効投票0票であります。

有効投票中、山本清君14票、松岡克彦君2票、以上のとおりであります。

よって、ただいまの選挙結果を奈良県後期高齢者医療連合会議会議員選挙長へご報告いたします。

暫時休憩したいと思います。

休憩 午後2時58分

再開 午後3時15分

石井議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第29、一般質問を行います。

申し上げます。

去る9月8日の通告期限までに通告されたのは2名であります。質問者はお手元に配付の通告表のとおり記載しておりますので、通告順に従い、質問を行います。

最初に16番、高井悦子君の発言を許します。

高井君。

高井議員 それでは、議長の許可を得まして、ただいまから一般質問をさせていただきます。大きく2点でございます。

まず1つ目です。市民とともに進めるまちづくりについてであります。その基本的となる姿勢を定める自治基本条例の制定についての考え、取り組みについてお伺いをいたします。

皆様もご存じのとおり、自治基本条例とは、住民自治に基づいた自治体運営の基本原則を定めた条例であり、自治体の憲法とも言われているものでございます。2001年4月に北海道のニセコ町で制定されたニセコまちづくり基本条例が全国で初めての条例施行と言われております。その後、全国的には自治基本条例を制定した自治体が多く生まれ、さらには条例制定に向けた検討や準備が住民との協働でさまざまな形で取り組まれてきております。

自治基本条例は、地方分権の流れが進む中で、地方のことは地方でとの立場から、財源保

障という大きな問題もあるものの、自治体がその地域にあった独自の自治が求められることになってまいっております。さまざまな地方での課題の対応やまちづくりをだれが、どんな役割を担い、どのような方法で決め、進めていくのかという自治体の基本ルールを決めていくこととなります。条例化に取り組む多くの自治体では、市民をまちづくりの主役に据え、情報の共有化や市民参加と協働などの自治の基本原則や、住民自治を担う市民、市長や行政などのそれぞれの役割と責任、さらには情報公開を初め基本計画づくりや審議会への市民参加や重要な政策決定などでの住民投票の規定を盛り込む自治体など、自治を推進するさまざまな制度が検討されております。それぞれのまちがそれぞれのまちの特性や実情に応じた形で自分たちのまちがどんなまちであってほしいのかを考え、その実現のために行政は、議会は、市民はそれぞれの立場からどう役割を果たしていくのかが問われることとなります。この自治基本条例制定への過程や取り組みそのものが、全ての面での意識改革と行政姿勢の変革につながると私は考えております。基本的なお考えをお伺いいたすところです。

次に、子育て支援として2点お伺いいたします。まず1つは磐城第2保育所の建設計画について、そして2つ目は学校給食費の助成についてお伺いをいたします。

子供はかわいい、でも子育ては大変、これが若い子育て世代の共通した実感ではないでしょうか。今、年収200万円以下の働く貧困層、いわゆるワーキングプアと言われる人が1,032万人にも達し、特に若い世代の3分の1が非正規雇用と言われる不安定な状況にあるわけです。子育てにお金がかかる、こんな働き方では欲しくても子供も産めない、子育てと仕事の両立ができない、子供の将来が心配等々、子供と家族に冷たい政治がこんなに子育てを困難な国にしてしまっております。

さきの総選挙において、子育て支援が大きな争点となったのも当然でありました。自公政治に変わって民主党中心の政治になり、国民は期待と不安の入りまじった思いで今後の政治を見きわめようとしているところでございます。

葛城市においても、1年前に市長が変わり、子育て支援策として医療費助成の拡大などが行われてきました。子育ては医療費や妊娠、出産にかかわること、保育所や教育の充実、安全と安心のまちづくりなど、ソフトとハードの両面にわたり、多種多様であります。次代を担う子供たちへの支援は若者の定住となり、まちの活力を生み出していくことにつながってまいります。改めて葛城市の実情に合った子育て支援の推進を求めるものであります。

まず、磐城第2保育所の建てかえ、建設問題であります。

ご存じのとおり、新市建設計画において、老朽化している磐城第2保育所の建てかえは先送りされ、保護者や地域から、いつになったら建てかえるのか、もう子供は学校に行っているとまで言われております。建てかえの必要性は認識されながら、ずっと検討中ではこんな声が上がってもしょうがないと言わなければなりません。

市長は、3月議会において、本年度中にどういう方針でいくのか決定したいと言われておりました。その後、建設に当たっての基本方針、検討状況はどうなっていますか、お伺いをいたします。

次に、学校給食への助成問題についてでございます。

昭和29年に学校給食法が制定されましてことしで55年となった学校給食ですが、法制定当初の中心課題となっていた子供たちの栄養改善から、今では食の安全や給食を通じた食育教育としての位置づけにまで発展させてまいりました。今、豊かになった食生活の一方で、子供の食の乱れも深刻になっています。朝食抜きや食と生活リズムの乱れ、また孤食と言われる家族団らんのない食事など、現在の経済情勢の不安定さが家庭生活を乱し、子供たちの成長に影を落としている状況も生まれております。

そんな中で、栄養のバランスのとれた学校給食の果たす役割は、子供たちの健やかな成長にとって欠くことのできないものであります。特に、葛城市の学校給食は安全で安心、献立も豊富でおいしい給食が提供されており、その努力は大いに評価をさせていただいております。私自身も学校給食運営委員会へも出席をし、PTA役員を初め、各委員の皆さんとともによりよい学校給食になるよう意見交換を行ってきたところですが、今問題になっております給食費の値上げ問題についてでございます。

学校給食委員会では、給食会計の執行状況などが報告され、議論をしましてまいりましたが、来年度は市の助成金がなくなるため、給食費の値上げが必要だと、このように言われております。安くおいしい安全・安心な学校給食を保障するには、国や自治体の支援、助成は欠くことができないものです。学校給食費の値上げにかかわる検討状況やその見通し、給食費の助成についての考え方について、改めてお伺いをするものでございます。

以上で壇上からの質問は終わらせていただきます。次回からの質問は自席で行います。

よろしく願いいたします。

石井議長 企画部長、森川君。

森川企画部長 ただいま16番、高井議員からご質問をいただきました市民とともに進めるまちづくり、自治基本条例の制定に向けての取り組みということでのご答弁を申し上げたいと思います。

地方分権が進むこれからの時代は、地方自治が大きく変化し、まちづくりをこれまでの行政主導から市民主導へと大きく転換しなければなりません。今日までの市民参画をさらに発展させ、市民によるまちづくりをより一層推進し、これまで以上に市民と行政が信頼を深め、協働して真のまちづくりを進めていくことが一番重要であると考えております。

これまで多くの市民の参画を得ながら、まちづくりの基本となる葛城市総合計画を作成し、政策目標の1つであります市民参画による協働のまちづくりの推進に沿ったまちづくりを進めております。市政モニター、大字懇談会、タウンミーティング、パブリックコメント等により、多様な市民の意見や提案を可能な限り市政に反映させ、市民とともにまちづくりを推進する考えであります。また、11月22日に実施予定のイベント、葛城フェスタにおきましても、市民による市民のためのまつりとして、商工業、農林業、観光等の活性化を図り、より魅力ある、より元気なまちづくりを推進することを目的とした市民主導で企画運営まで市民と行政が協働したイベントを計画していただいております。

自治基本条例につきましては、自治体が抱える地域社会の課題に対しまして、どのような考え、どのような手法で取り組むのか、自治体運営の基本的な理念やまちづくりのルールについて具体化して、市民参加、協働によるまちづくりを進めていくための市民と行政が果た

すべき役割を定めるもので、自治体にとっては重みのある条例と考えております。

自治基本条例の制定に向けた取り組みですが、現在奈良県下では生駒市が平成22年4月1日より施行と聞いております。今後、総合計画に示された葛城市の将来像を実現するためには、協働という考え方にに基づきまして、積極的な市民参加は不可欠であり、将来的には市民が中心となって、市民と行政が果たす役割やルールを定める条例制定を検討する必要があると考えております。

以上で答弁といたします。ありがとうございます。

石井議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 16番、高井議員の子育て支援についての1つ目の質問であります磐城第2保育所の建てかえの基本方針についてでございますが、この質問に関しましては、議員からもお話がございましたように、平成21年3月議会におきまして、検討する時間をいただきたいとお願いを申し上げたところでございます。そして、この間民間委託を含めた民営化、指定管理者制度を取り入れた運営等、民間保育園視察も含め、また統廃合も視野に入れながら、何が園児や保護者にとって一番ベストであるのか、現場の保育士や担当課と検討を重ねてまいりました。

その結果、保育所の運営形態につきましては、地域の歴史的背景や特性を生かしながら、保育需要の増大、子育て支援の充実、特別な配慮が必要な児童、保護者への支援など、多様化する要望に取り組む子育て支援を備えた公立保育所での施設整備が必要であると考えております。また、公立保育所3園を2園に統合することも考えながら、磐城第2保育所の建てかえを検討してまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

石井議長 教育部長。

高木教育部長 16番、高井議員の子育て支援についての中の内容で、2点目の学校給食費の助成についてということでお答えをいたしたいと思っております。

平成21年度予算で給食材料費購入用に助成していただいております1,800万円につきましては、かねてより助成していただいております600万円に加え、今年度限りということで緊急的に追加願った1,200万円との合計額であります。そこで、結論を先取りして申し上げますと、この1,200万円につきましては、平成22年度より給食費の値上げを保護者の皆さんにお願いすることで解消し、従来どおりの助成額600万円程度に戻したいと考えておるところでございます。以下、給食費の現状のもとに、このような判断に至った経緯につきましてご説明を申し上げたいと思っております。

合併以来、給食材料費につきましては、園児、児童、生徒1人当たり年間1,730円、全体で600万円程度を市より助成をいただいているところでございます。結果、葛城市の幼稚園、学校の給食費は、幼稚園3,300円、小学校3,600円、中学校3,800円であります。ただ、ご承知のように平成19年10月ごろから世界的な食料の供給不足が発生し、給食材料費も当然ながら値上がりいたしました。これはバイオ燃料の原料となる穀物、とりわけ小麦、トウモロコシ、大豆等をめぐって国際的な争奪が繰り広げられ、勢い国際価格が上昇したためであります。

平成20年に入り、値上がりはさらに進行、拡大いたしました。本市では食材の選定、メニューの工夫等により、何とか給食費の値上げをせず乗り切っていました。給食センターとして可能な限りの努力を重ねる一方で、平成20年6月の学校給食運営委員会で食材の深刻な値上がりについてご説明し、本市学校給食の置かれた厳しい状況にご理解を願いました。このとき、給食費値上げにつきましても話題に上りましたが、保護者の皆さんのご理解を得るには時期尚早であるとの声がありました。

そんな中、平成21年度予算の編成時期を迎え、高値を続ける食材費が落ちつく兆しが依然として見えず、とって急な給食費値上げは保護者の理解、ご協力がいただけないという判断にいたりしました。そこで、緊急措置として平成21年度予算に限り従来の助成額600万円に加え、給食費値上がり分として1,200万円を市より新たに助成願ひ、何とか給食費の値上げを先送りしたところでございます。

ただ、平成22年度を迎えるに当たり、安全・安心でおいしい、子供たちが喜んで食べる給食にするため、給食費の値上げをやむを得ないと判断せざるを得ません。具体的な値上げ額については、今後の食材費の値上がりを十分視野に入れつつ決定したいところですが、基本的な考え方といたしましては、平成21年度に市費で補っていただいている1,200万円に見合う額を保護者に負担願う方向で進めたいと考えております。これを踏まえ、平成21年7月の学校給食運営委員会では、給食費の値上げについて提案させていただき、委員の皆さんにご検討をお願いいたしました。また、7月末には各学校のPTA会長で構成される本市PTA協議会でも値上げ案をご説明し、保護者の方々にご理解をいただくよう努めるところでございます。ちなみに、県内12市を見ますと、近年の食材費の値上がりに伴い、9市が既に値上げに踏み切っているところでございます。

以上のような状況の中で、平成21年度の助成は緊急措置であったこと、あわせて来年度の給食費の値上げにつきましてもご理解賜りたいと存じます。また、最後になりましたが、従来の市の給食費助成につきましても、今後も継続をお願いしたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

石井議長 16番、高井君。

高井議員 各部長からそれぞれお答えをいただきました。

まず1つ目でございます。市民とともに進めるまちづくりということで、自治基本条例の制定についてのお考えをお伺いしたところでございます。この自治基本条例は、まちづくりの基本理念や行政の基本ルールなどを定めたものであり、自治体の最高法規、憲法と言われるものである。これは答弁にもありましたように、同じように認識をしていただいていると思っております。そして、それはきょう、あすにつくれるというものではないということも明らかだと思います。私はこの条例をつくるのが目的、目標ということではなくて、その過程を1つ1つ積み上げる中で、より市民参加、市民とともに進めるまちづくりというのができていくというふうに思っておりますので、その過程の問題をやはり条例制定という大きな目標を掲げて進めていく、この大切さをぜひ理解していただきたいというふうに思っ

ております。

お答えの中にありましたように、既に制定されております葛城市の総合計画、政策目標の1つとして市民参画による協働のまちづくりの推進、こういったものが上げられておりまして、それに沿ったまちづくりを進めているということでもございました。新市長になって、大字懇談会でありますとかタウンミーティングなど、その一歩が進められているというふうに思っています。市になって初めての試みとして、これはこれとして評価をさせていただいていますが、旧當麻町時代、それも植田町政時代にはこういった形というのは非常に盛んに行われておりました。特に、ゆうあい福祉センター建設をするときには、住民への説明や対話、これが盛んに行われました。行政がすること、そして住民の皆さんにボランティアとして参加をしていただくことなど、本当に議論が積み重ね上げられた。これは市長や部長が住民と議論をするだけじゃなくて、本当に補佐であったり、保健師であったり、そうした人も含めて議論をしたという、まさに私はこれこそ住民参加で積み上げてきた1つの成果ではないかというふうに思いますし、そのゆうあいボランティアは今も行政と住民との均衡を保ちながら、実際に行っているというふうに思っております。

私は、市民参加による協働のまちづくりの基本というのは、まず市民と行政の情報の共有化、これが一番だと思っております。長野県に「協働がひらく村の未来」という本が出版されまして非常に有名になった阿智村という小さな村があります。村には、協働活動推進課という課があるそうでもあります。そこでは、住民はこれまでのしてほしいという要望型から、したいのでどうすればいいですか、こういう相談の窓口になっているそうでもあります。阿智村の村づくりというのは、徹底した情報公開が行われているそうでもあります。村人はそこから村の財政状況を初めとした行政の実情を知ることができます。当初は苦情ばかりであったと言われております。その苦情から次第に行政任せではだめだということ、みずから村づくりに取り組んでいこう、変えていこうとする、「やらまい、変えまい」という運動らしいです。これは方言で、やりましょう、変えましょうということらしいんですけれども、そういう運動が広がったそうでもあります。

本来、市民参加と協働のまちづくりは、住民の自主的で自立的、自発性が第一にあってはならないものであります。市長は選挙公約として、市民と一緒に新しいまちづくり、これを挙げられております。これから本格的な取り組みがなされるころだと思っておりますけれども、今後市民参加と協働のまちづくりをどのように作り上げようとするのか。その理念の基本となる自治基本条例の制定について、市長はどのようにお考えでしょうか、改めて伺いをいたします。

そして、次の2つ目の子育て支援の問題でございます。まず磐城第2保育所の建てかえの問題であります。これは既に新市建設計画でも明文化されておりますけれども、その保育所がいつ、どこで建設されるのか、それが公立で建設されるのか、民間によるのか。保護者や保育関係者の皆さんの関心事であり、心配事でございます。この間、答弁にもございましたが、いろいろ検討をされたわけでもあります。その検討を経て、公立での施設整備という方向が示されましたことで、建設に向けて一歩進んでいるという状況になったのではないかと思

っております。

葛城市の保育所は、現在も公立と私立の両方があります。それぞれそのよさが発揮され、均衡を保ちながらいい保育をお互い競い合って運営されているというふうに思っております。當麻地域の保育所が引き続き公立で建てかえることになることで、保護者は自身の子育て観、子育ての方針、あるいは教育観によって、その思いに沿った公立、私立の保育所を市内でえらぶことができる。最良の形でまちづくりではないかというふうに思っております。

ご存じのとおり、保育所は児童福祉法に基づいて保護者の労働や病気などの理由で保育に欠ける児童を保育することを目的とされております。経済効果の観点からだけでとらえるのではなく、福祉施策として位置づけられているもので、国や自治体の公的責任が明確にされているものであります。経済効果を優先する民間では受け入れが困難とされる障害を持った児童、特別な支援が要る児童を受け入れる。公立だからこそできる公共の福祉の立場に立った運営ができるものと確信をしているところであります。

今回の公立での保育所建設の方針は、やっとスタートラインについたもので、いつまでに、どこで建設されるのか、また保育所の統廃合問題など、3園から2園にということも検討課題と言われましたが、これは保護者にとって大変重要な問題であります。保育所は身近な地域にあってこそその保育所であります。保育所という性格上、大規模化の弊害も考えられます。安易な統廃合は認められないものであります。

また、病後児保育について、前市長は新保育所での検討をと、このように私自身の質問にお答えになっていたときがございます。仕事と子育ての両立には病後児保育の実施は欠くことができないものというふうに思っております。この点についても、ぜひ検討の中身として入れていただきたいと思っております。

そして、当然のことですけれども、子供の成長は待ってくれませんし、老朽化も進んでおります。解決すべき課題は大きいものですけれども、保護者や地域住民の意見や願い、そして保育士の意見をしっかりと聞き、取り入れながら、地域に望まれる保育所を建設していただきたいというふうに思います。早い時期の整備の完成が必要ですが、その見通しや計画、どのようにお持ちでしょうか。この点については市長にお伺いいたします。

次に、学校給食費の助成問題についてであります。経過については学校給食の運営状況であったり、今のように質、量ともに満たされた給食を実施するには、今の給食費ではやっていけないこと、近隣の給食費は既に値上げされている、こういうようなことが報告されました。

私自身も給食運営委員会に参加をさせていただいておりますので、その点は十分にわかっているところでありますが、今、もう皆さん重々ご承知でございます。今の経済情勢は非常に厳しい中であります。600万円というのは児童1人当たり年に1,730円という従前からの助成ということでもあります。あわせて平成21年度に1,200万円が緊急のものとして、臨時的なものとして助成されて、平成21年度の給食費の値上げを回避したというようなことであります。

この中で、これは平成21年度限りの助成であるということの判断でありますけれども、やはり今給食費にかかわって、この1,200万円を父母負担にするとありますと、大体1人400円

ぐらいの値上げが要するというふうになってくると思います。確かにあれだけのバランスのとれた給食を提供してもらっている中で、小学生では3,600円が400円上がるとすれば4,000円になります。それが高いのか安いのかと言われれば、非常に努力をされた結果での金額であろうというふうには私は思うわけですが、現実には今の経済情勢、不安定さを考えますと、子供が2人おれば月8,000円という大きな金額になってくるわけですので。そういったことも含めると、平成21年度の緊急の助成金額だから引き上げるんだと、こういうことではやはり住民の皆さん、保護者の皆さんの理解はなかなか得られないということではないかと思っております。この点について、改めて市の財政状況も非常に厳しいものがあるということとはわかりつつ、やはり子育て支援としてぜひこの点も値上げを抑えていくんだという姿勢が必要ではないかと思っておりますので、この点についても市長からお伺いさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

石井議長 市長。

山下市長 ただいま高井議員の方から質問いただきましたことにつきまして、私の方から答弁をさせていただきます。と思います。

まず、自治基本条例につきましてですが、私も高井議員と考えは同じであると思えます。まず、住民参加のまちづくりをしていくためにどのような形で住民に対して情報を公開していくのか、また協働のまちづくりのために参加をしていただくのかということを探求していく方法を、今模索しているというような状況だということです。

そのために、大字懇談会であったりとかタウンミーティング等々の活動をさせていただいて、住民の皆さんのご意見を聞かせていただいて、それをいかに還元させてもらうかということを検討させていただいている。後ほど答弁をさせていただきます保育所の問題であったりとか、また学校給食の問題であったりとか、これもやはりできるだけ丁寧にしていくべきであろうということで、保護者の意見であったりそういったかわる人たちのご意見をよく聞くようにして、住民の皆さんの考え方を、また行政が考えていることをお伝えしていく場を設けていくことが重要であるというふうに考えております。

また、先ほど部長の答弁の中でありましたように、ことしの11月22日の葛城フェスタであるとか、それも住民の皆さんが中心になっていただいて、葛城市を元気にしていくために地産地消を掲げながら、どのようなフェスタ、お祭りのようなものにしていけるのかということを見ずから住民みんなが考えて、住民みんなでそれに取り組んでいける枠組みづくりをしていきたいなど。

また、それ以外にも農業のタウンミーティングであったり、農業に携わる方々、またそれを販売する方、またそれを消費する立場の方々、そういった方に入っていただいて協議会をつくっていく。またそれでその中で意見が出てきたものを事業として推進していく。それこそ住民参加のまちづくりの1つであろうというふうに考えております。行政の果たすべき役割というのは、住民の皆さんがいろんなアイデアを持っておられたり、ご要望であったりとか、そういったものを検討する、また発言をしていただくテーブルをつくっていくことも非

常に大事だというふうに思っておりますので、これからタウンミーティングを初め、大字懇談会等を進めながら、そのようなテーブルづくりに向けて努力をしていきたい。その機運が高まってきたときに、自治基本条例というところにつながっていくんだというふうに思います。行政が主導してこれをつくるから住民の皆さんもこれに参加してくださいというのは、本当の意味での自治基本条例の制定のあり方ではないと私も思います。やはり住民の皆さんの中で、こういうものを持っていきたい、我々も一緒にまちづくりをしていきたいという思いがあらわれてこそ、自治基本条例が制定され、またそれが生きてくるんだというふうに思いますので、そういう機運が出てくるように私も努力をしていきたいと思っております。

続きまして、保育所の件でございます。ことしの3月の予算の議会のときに答弁をさせていただきまして、そのときに旧當麻地区の方にある公立の保育所の3園についてどうしていくのか、磐城第2保育所の建てかえについてどうしていくのかということについて、しばらく時間をいただきたいというご答弁をさせていただいたと思いますけれども、その後、葛城市内の私立の保育所の経営者の皆さんと懇談をしたり、また昨今有名になっておりますヨコミネ式の保育法を取り入れている県内で唯一の保育所が大淀町にございますので、そちらの方にも視察に行っていました。

その話等を勘案しながら、私が思いましたのは、私立には私立のいいところ、また公立には公立のいいところがあるんだという結論に至ったわけでございます。もちろん、ヨコミネ式を取り入れている保育所は大変にすばらしい身体能力を有していたりとか、すごく進んだ教育をされたりしておりましたけれども、そこで、ここについてこれなかった子供たちはどうされているんですかということをお尋ねをしましたら、おのずとやめていけますというようなお話だったと思います。公立はやはりそういうわけにはいかない。さまざまな事情の、家庭環境のご家庭がある。また保育料を、出せるお金にも多い、少ないというのがもちろんございますし、また教育の環境ということもいろいろとあるわけでございます、どうしても私立に入れないう子供たちも公立では受けていかなければならないということもあるわけでございます。公立としての役割を果たすべきであろうと。いろんな人たちのお子さんを葛城市が責任を持って保育をさせていただくという園も必要であろうという思いに至りました。それで、公立の保育所の整備ということで進めさせていただきたいと思っております。

しかしながら、そうはいいながら3園を今までどおり維持をしていくというのは、施設の整備費、維持管理費、また職員の給与、アルバイトの方々の賃金等も含めて膨大な金額になってくるわけでございます。そこはひとつ葛城市の理想の保育というものを目指していきながらも、効率的に運営していくべきところは効率的に運営をしていかなければならないということで、できることであるならば3園を2園という形にして、統廃合も視野に入れながら、この公立の保育所の整備にかかっていきたいというふうに思っております。しかし、この過程につきましても、先ほど高井議員がおっしゃったように、しっかりと保育所に預けておられる親御さんたち、またその周辺の方々に十分に説明をさせていただきながら、ご納得いただけるように努力をさせていただいて、最終的にそのような方向にもっていけるように、こちらでも努力していきたいと思っております。

最後に、学校給食の問題でございます。高井議員も学校給食運営委員会の委員長としてずっと参加をしていただき、今までの議論というのをよく承知をしていただいている議員でございますので、皆言わなくても十分に承知をしていただいているとは思いますが、私が市長になりましたから、すぐに学校給食の値上げの問題ということが出てまいりました。本来ならば昨年に、平成21年度から値上げをしたいというお話があったわけでございますけれども、私が担当部署の人間に、説明せずに値上げをしていくというのは余りにも乱暴であるからしっかりと学校給食運営委員会ですら説明をさせていただいて、その上でPTAの皆さん方に、携わる方々に説明をして、このような現状の中どうしても値上げをしていかざるを得ないという事情、よくわかってもらえるように努力をしていくべきだということで、ことし1年間かけて学校給食運営委員会でも説明をさせていただき、またPTAの方にも各学校ごとで説明をさせていただく機会を設けさせていただきたいというお願いをしてまいりました。その中で、大変に厳しい状況はわかると、葛城市の財政状況が厳しい状況もわかるということで、今のところおおむねご賛同をいただいているとは思いますが、最終的にもう一度丁寧に各学校の皆さん方の思いを聞かせていただき、そして適当なところというのは400円の値上げなのか、幾らの値上げなのかということとはわかりませんが、皆さんと話し合いをさせていただいて、学校給食費の値上げというところにもっていかせていただきたい、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

石井議長 16番、高井議員。

高井議員 市長からも改めてご意見、お考えをお伺いすることができました。

市民とともに進めるまちづくり、この点についてはよく私自身の思いも含めまして、そういった流れをつくりながら大字懇談会であったりタウンミーティングであったり、そういったもの形で積み上げていきたい。その過程の中で、やはり住民が果たす役割、行政がすべきこと、また議会もそういったことでやっていかなければならない、こういったものを明確にしていく中で、自治基本条例の制定という機運ができればということでもあります。そういうことだろうとは思いますが、やはり目標を持ってこそそういったことができるわけですので、今大字懇談会等々、タウンミーティングもやられております。けれども、やはりそういった積み重ねの中でやるというものの、今の状況からいいますと、要は要望型の懇談、これをどういう形で提案型、我々もという形にもっていくかという部分が非常に今後大事な部分だと思うんですね。今であればお願いをする、村の要望を言う、自分たちの要望を言うということだけであるわけですが、それがいつまでもそういう形であれば進展はないわけですね。やはり、出された要望を実現できるもの、できないもの、緊急性、いやいやこれはできないというようなものの振り分けというものがあるわけですが、そういったものを住民の皆さんに納得していただけるような回答を現実にはしていく中で、そしてできることについては政策化する中でこそ、実感として我々が言ったことができるといいうことになってくると思っていますので、その積み重ねを今回は葛城フェスタもそういう試みとしてやっていただくようでありまして、行政の肩がわりを住民参加だとかいいながら、

協働だといいながら、行政がやるべきことを市民に肩がわりさせているのと違うかというよ
うな、なかなかそういう声というのは強いわけでありますので、その点意識を変える。まず
住民の意識も変わらなければなりませんし、それよりも何よりも行政の意識を変える。職員
の意識を変えるというのが私は非常に重要ではないかと思っておりますので、その点についても1
つ1つ手順を踏みながら、過程を踏みながら、自治基本条例の制定に向けてぜひ努力をお願い
したいというふうに思います。

それと、保育所の建設の問題であります。公立としての施設整備を行い運営をしていくと
いう方向を出された。さまざまな施設訪問であったり、保育士の意見交換であったり、そう
いう中で出していただいた結論としては、公立としての役割をきちっと果たせる保育所の建
設ということを示していただきましたので、これは1つ大きな前進、評価できる部分であろ
うと思います。ただ、保育所の統廃合、3園を2園に、これは非常に大きな問題だと思いま
す。確かに運営経費等々ということも考え合わせてという部分もわかるわけですが、
やはり保育所である限りは大規模化ということの問題というのは、さらに大きな問題があろ
うというふうに思います。この点についても住民の意見、保護者の意見、保育士の意見等々
をきちっと聞いて進めていきたいということでもありますので、その点もぜひしっかり踏まえ
て行っていただきたいと思っております。

学校給食費の助成の問題であります。確かに厳しい状況、給食会計が厳しい状況である
というのはわかりますし、子供たちに質、量ともに満たされた給食ということは最大の課題で
ありますので、なかなか値上げをするなどというのは言いきれない部分が現実としてあると
いうのも私も理解をしております。ただ、先ほども申し上げましたように、非常に厳しい経済
情勢の中です。この1,200万円を即座に引き上げるんだということが本当にいいのかど
うか。平成21年度だけの緊急助成であるということだけでは、私は解決できない問題もあろ
うと思います。この点については値上げを抑えていくという立場でぜひ改めて検討をお願い
したいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

石井議長 高井悦子君の発言を終結いたします。

次に、17番、白石栄一君の発言を許します。

17番、白石君。

白石議員 議長の許可を得まして、一般質問を行わせていただきます。

私の質問の第1は、介護新認定基準の検証について、第2は一般ごみの減量化とリサイク
ルについてであります。

まず、介護新認定基準の検証についてお伺いしてまいります。介護保険を利用するた
めには、全ての人が必要介護認定を受けなければなりません。要介護認定は、介護保険のサー
ビスを利用して生活をしている人とその家族にとっては、必要なサービスが受けられるかど
うかの死活問題であります。要介護認定を受けても、要支援と要介護では利用できるサー
ビスが大きく異なります。要支援では介護保険施設に入れなくなります。在宅サービスではケ
アマネージャーの事業所を選ぶことができなくなり、地域包括支援センターとしか契約できま
せ

ん。利用できるサービスも制約の多い介護予防サービスとなります。また、介護タクシーは要支援では利用できないものであります。非該当と認定されれば、一円のサービスも受けられないのであります。さらに、要介護でも要支援1では車いすや介護ベッドなどのレンタルは原則として給付の対象外とされます。要介護認定は、被保険者にとっては介護保険の給付を受ける権利にかかわる重大問題であります。その仕組みがことし4月1日から改正されたことは周知のとおりであります。

この認定基準の改定では、調査項目を82項目から74項目に減らし、実際に介助されているか否かで判断することになったため、移動項目で寝たきりの人は移動する機会がないとして自立と判定するなど、実態から離れた認定基準であることから、実施前から認定の軽度化が危惧されてまいりました。実際、北海道のT市では、5月21日までの認定審査会で審査した更新申請232件のうち、従前よりも軽度に判定された人は実に60件、25.9%、重度に判定された人は6件、2.6%でした。改定により介護度が軽くなり、利用できる介護サービスが減らされる結果となっています。そこで伺いをしてまいります。本市における新認定基準による判定とその影響について説明を求めるものであります。

次に、新認定基準による判定と経過措置の扱いについて伺いをしてまいります。新認定基準が実態とかけ離れた認定基準であることから、実施前から認定の軽度化が危惧されてまいりました。厚生労働省は、関係者の強い反発と批判を受けて、改定から2週間足らずで更新申請の人に限り、希望すれば従前の要介護認定を継続できる経過措置を実施しましたが、認定審査会においてこの経過措置をどのように扱われ、対応されたか説明を求めるものであります。

次に、可燃ごみの減量化とリサイクルについて伺ってまいります。

今、地球温暖化の進行によって、地球規模で深刻かつ重大な影響が出始めています。世界各地ではもとより、日本でも大きな問題になっています。世論調査によりますと、93%の人が温暖化による気候変動が既に始まっていると感じ、92%の圧倒的多数の人が不安感を抱いています。日本は、京都議定書で決められた排出削減義務量を必ず達成すべきと答えた人が78%に上り、温室効果ガスの削減を求める世論が急速に高まっています。

ところが、日本国内の温室効果ガスは減るどころかふえ続けています。日本は京都議定書で温室効果ガスを1990年基準年比で6%削減することを約束しましたが、未達成どころか逆に基準年比で6.4%も温室効果ガスをふやしており、合計12.4%の温室効果ガスの削減が必要になっています。そこへ、さきの総選挙で誕生した新政権の鳩山由紀夫首相が22日の国連気候変動サミットの開会式で演説を行い、日本が温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減すると国際的に公約をしたのであります。早期に温室効果ガスを削減することは、私たちに課せられた喫緊の課題です。今すぐそれぞれの分野で削減のための具体的な対策、手だてをとり、実行しなければなりません。

現在、地方自治体の施設で温室効果ガスを一番多く排出しているのはごみの焼却施設だと言われています。本市の施設全体の温室効果ガス発生量の50%以上をごみ焼却が占めていると考えられます。日本の廃棄物の焼却による温室効果ガスの発生は4,810万トンで、温室効果ガ

ス総排出量の3.5%を占めています。その76%を占めるCO₂の発生量は3,670万トンで、基準年比で61.6%増と急増しています。これは増加率が高いとして問題になっている業務その他部門の44.6%、家庭部門の36.7%増に比べても群を抜いています。この増加率を押し上げているのが、石油を主原料としているプラスチックごみの焼却量の増加であります。廃プラスチックの焼却量の増加が温室効果ガスをふやし、地球環境に対する負荷増大の原因となっているのであります。いずれにいたしましても、温室効果ガスを減らそうとすれば、どうしてもごみの焼却量の削減が必要となるのであります。

葛城市は、新焼却施設を平成25年度供用開始することを目標に整備を進めています。また、新庄クリーンセンターの収集業務等の勤務体制が改善され、この10月から改善が実施されます。これを機会に思い切った可燃ごみの減量、リサイクルに取り組み、国際的責任を果たすためにも温室効果ガスの発生を抑えなければなりません。可燃ごみの減量とリサイクルの強化について説明を求めるものであります。

再質問は自席から行わせていただきます。

石井議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 16番、白石議員の介護認定新基準の検証についてのご質問にお答えしていきたいと思えます。

1点目の新基準による判定とその影響についてでございます。平成21年4月から行われました新たな認定方法は、介護の手間をより正確に反映させるために調査項目の見直し等が行われました。しかし、より現実の介護に近づくためであったものが、その内容が実際に行ってもらった状況や、実際行われている介助の方法など、日ごろの状況が反映されない選択肢となることなどにより、要介護状態区分が軽度に変更となる事例が多くあらわれました。この問題を解消するため、国において調査項目に係る定義等の修正を行うことにより、結果として従来の要介護度の分布とほぼ等しくなることが確認されるまでになりました。その修正内容の調査員の研修等が現在行われているところでございます。これを期に、今後さらに訪問調査においては家族の方に協力を得ながら、普段困っておられることなどを具体的に遠慮なく話してもらうなど、日ごろの状態をよりの確に把握した調査になるよう取り組んでまいりたいと考えております。また、国においては10月以降の見直し後の実施状況につきまして検証が行われるところでありますので、住民の皆様のご理解とご協力をいただけるように努めてまいりたいと思えます。

2点目の要介護認定等の方法の見直しに伴う経過措置の取り扱いについてでございます。

平成21年4月に国で設置されました要介護認定の見直しに係る検証・検討会において、検証が行われることに伴い、利用者に引き続きサービスを利用できることを確保する観点から、検証・検討会の結果が出るまでの間、従前の要介護度とすることを希望する申請者を対象に、経過措置が設けられたところでございます。

葛城市におきましても、軽度に判定された場合は更新申請を行う以前の要介護状態区分に変更する旨の被保険者の意思を書面により確認させていただきました。また、一概に要介護度が低く判定されるものではありませんので、重度化して要介護度が重くなる方もおられ、

そのような場合は変更後の要介護状態区分を選択されることとなっています。なお、9月末で経過措置が終了し、10月1日申請より修正された要介護認定の調査方法が実施されます。介護認定審査会におきましては、介護の手間の観点から、総合的に審査、判定され、実際の判定結果をもって要介護度が決定されます。このことにつきましても、周知を図り、住民の皆様のご理解とご協力をいただけるよう努めてまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

石井議長 市民生活部長。

安川市民生活部長 17番、白石議員からの質問にお答えいたします。

まず、一般ごみの減量とリサイクルについて、要旨といたしまして焼却施設の更新と勤務体制の改善を機会にごみ減量化、リサイクルの取り組みの強化についてという質問でございます。

市のごみ処理計画につきましては、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という社会経済活動を見直し、限りある資源の効率的な利用、また廃棄物の利活用といった循環型社会の構築に向けた長期的な、総合的な指針になります一般廃棄物処理基本計画を、ご存じのとおり平成18年3月に策定いたしました。この基本計画に基づきまして、焼却施設の集約化、ごみの分別区分の統一の適正な時期、最適な手法等を検討し、実現するための取り組みを推進してまいりました。

焼却施設につきましては、交付金事業として平成25年度末の施設稼働をめどに、平成21年度より予算化され、着手したところでございます。ごみの減量化におきましては、市民と行政が協働してごみ減量化に取り組むものとして、生ごみ処理機設置助成、資源回収助成を計画して実施してまいりました。この資源ごみ回収助成は、費用面、団体育成、環境に対する意識の向上の見地からは、現状の集団回収が望ましいと思われるわけでございますが、住宅事情やリサイクル率の向上の見地から考えてみますと、行政による回収も考慮していかなければならないと考え、現在當麻地区におきましては、集団回収とあわせて行政によります古紙等白色フードトレイの分別収集を行っているところでございます。新庄地区では、この10月より収集体制を変更いたしまして、新たに古紙等の収集を開始することになりました。長年焼却されておりました古紙等が集団回収とあわせて資源ごみとして回収されることにより、可燃ごみの減量化と焼却施設の経費削減が図られるものと推測しているところでございます。また、年4回の可燃ごみの分析結果におきまして、ビニール、プラスチック類の占めるごみ量が、生ごみと同様2割程度になっております。この廃プラスチック製品等の回収については、容器包装リサイクル法の改正の情勢を踏まえながら、分別処理を検討していかなければならないと考えているところでございます。

それと、不燃ごみ及び粗大ごみのリサイクルの取り組みでございますが、新焼却施設の稼働時には、葛城市として新たな分別区分、新しい収集体制を確立するとともに、ストックヤードを充分利用し、できるだけ多くのごみの再資源化に向けた取り組みを強化いたしまして、循環型社会の推進とあわせて、新焼却施設の負担軽減に努めてまいりたいと思っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

石井議長 17番、白石君。

白石議員 それぞれ担当部長から概括的なご答弁をいただきました。

まず、新認定基準による判定結果について、具体的にお伺いをしてまいりたいと思います。

第1に4月1日以降、認定審査会で審査された件数、第2は新規申請者の件数、そのうち判定結果が非該当とされた人の件数、第3は更新申請の件数であります。新認定基準により判定結果が軽くなった人の件数及び同じだった人の件数、さらに重くなった人の件数についてお伺いいたします。また、軽くなった人に対する通知はどのようになされたか説明を求めておきたい、このように思います。

次に、新基準による判定と経過措置の扱いについてであります。厚生労働省が行った新認定基準による調査結果は、改定後の認定では非該当の人は前年同期の2倍以上になり、軽度に認定された人の割合も増加し、改定された新方式では、認定が軽度化することが明らかになりました。そのことは、厚生労働省も認めていることでもあります。従前の要介護認定を継続できる経過措置は当然の措置であります。本市では、事前に本人の確認と署名をとり、全ての更新申請者が従前の介護度を継続されたと聞いております。しかし、経過措置は更新申請者に限られているのであります。新たに要介護認定を申請する新規申請者や状態が変わったため有効期限の途中で要介護変更の申請をする区分変更申請者には適用されず、新方式での認定になります。非該当や軽度に判定された人は、全くたまったものではありません。同じ介護保険制度の中で、時期と申請内容で扱いが異なる不公平な扱いはいかがなものでしょうか。このような内容に対して、保険者としてどのように対応されるのか、説明を求めるものであります。

次に、可燃ごみの減量化とリサイクルについてお伺いをしてまいりたいと思います。

まず、私は平成18年3月に策定した一般廃棄物の処理基本計画、これらが現在どのように取り組まれているか、改めてお伺いをしてまいりたいと思います。その第1は、ごみ減量化推進への取り組みについてであります。この推進の目標の中で、ごみ処理基本計画ではごみ減量化推進をするために、市民、事業者、行政が一体となつてごみの減量化の目標に向かって取り組んでいく、このように書かれています。これは本当に大切なことで、このことがごみの減量化を大きく進めていく原動力になるものと考えています。それでは、この間基本計画に書かれているように、市民、事業者、行政が一体になった取り組み、そういうものがどのように取り組まれたか、具体的に説明を求めておきたい。

さらに、示されている削減目標、総排出量でいいますと、平成22年度の予測値の11%、さらにリサイクル率においては平成22年度の予測率の29%が平成25年度までの目標、平成27年度には30%の目標を掲げています。これは目標としてそれぞれ大事なものでありますけれども、このような削減目標がどのように市民や事業者に徹底され、目標が共有化されているか。この点についてお伺いをしておきたい、このように思います。

それから、一番言いたいところでもありますけれども、鳩山首相が国連の総会において、日本の温室効果ガスの削減について2020年までに、中期の目標でありますけれども25%の削減

をすると画期的な演説をし、国際的な公約として今取り組まれようとしています。そんな中で、先ほど申しましたように、我が市のごみの総排出量の削減率は予測値の11%減、これは平成25年、平成27年の目標です。リサイクル率についても平成25年、平成27年で29%、30%ということであります。私は本当に今差し迫って温室効果ガスを減らしていく、とりわけ焼却施設から出るCO₂を減らすということからするならば、ごみの減量化はやはり30%以上を目指すべきであると。さらに、資源ごみのリサイクル率は50%を超えて目標設定し取り組んでいくべきではないのかというふうに思います。この点は、市長にその所見を求めておきたい、このように思います。

石井議長 保健福祉部長。

花井保健福祉部長 白石議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、新規申請の4月からの件数でございます。4月から8月までの新規申請分としては77件ございました。そのうちのお尋ねの非該当の件数は2件でございます。また、更新申請につきましては、4月から8月分全体で418件でございます。従前の介護度よりも軽度になったというのが173件、41.4%に当たります。重度になった方が67件、16%でございます。更新前と同じ介護度になった件数が178件、42.6%でございます。

次にお尋ねの軽くなった場合の通知でございます。この通知につきましては、介護認定審査会の決定になった介護度を通知いたすわけでございますけれども、先ほど答弁させていただきましたように、事前に各被保険者の方から低くなった場合の取り扱いについて説明もさせていただきながら、そうした場合に、軽度になった場合においては従前の介護度でサービスをそのまま受けていくのかどうかというような点をご説明もしながら、書類としていただきました。そうしたことを踏まえまして、二次判定後の経過措置を踏まえた介護度について通知いたしております。したがって、軽くなっている通知は行っておりません。経過措置後の介護度としての通知をしております。

それから、新規申請にかかわってのことでございます。介護度が軽度になるというようなことで、新規申請の方については、平成21年4月以前に介護度等の認定を受けられた方については経過措置がございます。しかしながら、新規認定の方については新たな4月からの認定のままというようなことで、従前と比べますと軽度になる結果となってきております。そういう場合があるということでございます。しかしながら、軽度になる件数の中で大半が、議員もおっしゃっていますように、要支援1、2、また介護度1の方でございます。これらの方につきましては、お話もございましたように福祉用具の貸与なり、また介護予防という観点からケアプラン等の支援なり、また相談等地域包括支援センターが承っておるわけです。そうしたことから、職員の方からも十分その点を説明し、またご理解いただきながら、必要な方に必要なサービスが提供できるようお話をしていきたいなど、このように思います。また、新規認定の方については更新が6カ月ということで、4月の方につきましては10月にまた更新の申請があるというようなことで、暫時6カ月ごとに更新申請となります。そうしたことで、10月1日以降に見直しされた介護認定が新たにされていくと。その間については、先ほど申しましたように介護保険者として、また市民の皆様のためにもご理解いただけるよ

うご説明を申しながら、やってまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

石井議長 市民生活部長。

安川市民生活部長 17番、白石議員からのごみ減量化に向かったの取り組みはどういうようにされているかというご質問についてお答えいたします。

1番といたしまして、葛城市一般廃棄物処理基本計画は、一般ごみ削減、廃棄物のリサイクル率の向上等、循環型社会構築のための長期的、総合的指針として位置づけるものと考えております。ご質問の趣旨から、この処理基本計画での取り組みも広義の意味においてエネルギー問題、地球環境問題としてとらえていきたいと思っております。

また、エネルギー問題、地球環境問題の対策として、別枠の対策として、葛城市では温暖化防止対策の第一歩として、市役所出先機関を1事業所ととらえ、温室効果ガス排出削減を目標とした葛城市地球温暖化対策実行計画を平成19年3月に策定しております。また、平成19年4月より庁舎から発生している雑誌、段ボール、シュレッダーダスト等分別リサイクルを実施しております。また、平成21年度には地域新エネルギービジョン策定事業を予算化しております。このビジョンの策定事業は、エネルギーの多くを石炭、石油等の化石燃料に依存してきた地球温暖化防止のために、従来からの化石燃料にかわる代替エネルギーを活用する社会を構築していかなければならないと考え、温室効果ガスの主たる発生源である化石燃料に依存しないバイオマス、太陽光、風力エネルギー等の新エネルギーの依存量を調査し、新エネルギーの導入の可能性を検討しているところでございます。

さらに、市民と行政の協働施策としては、地球温暖化対策の重要性と緊急性をかんがみ、市民一人一人の皆さんのご理解とご協力が必要であるとの考えから、先ほど申し上げました市の温暖化実行計画、葛城市全域に広げた地球温暖化対策地域推進計画の策定も検討しております。この定例議会の民生水道、都市産業常任委員会で概要を説明いたしましたバイオマスタウンの構想については、地球温暖化防止、循環型社会構築のため農林水産省が推進する施策であります。石油など化石資源の依存を軽減させ、大量生産、大量消費、大量廃棄から循環型社会へ移行しようとするもので、生ごみ、食品加工残渣、農林畜産残渣といった生物系廃棄物の利活用を、市町村のまちづくりとして進めるものでございます。

今回、葛城市におきましては、乳牛から出るふん尿、公園や造園からの剪定枝、家庭からの生ごみ、野菜等の残渣などの活用を踏まえながら、バイオマスタウンアドバイザーの研修生5人を10月に受け入れいたしまして、葛城市バイオマスタウン構想を策定していただくのであります。市内各所の関係機関、団体に聞き取り調査を行い、来年2月には葛城市の特性を生かした葛城市バイオマスタウン構想が策定される予定でございます。

ただいま申し上げましたとおり、さまざまな計画を策定、または策定を予定しているわけですが、一貫して言えることは、地球環境を保全していこうというものでございます。地球温暖化対策、ごみ減量化、リサイクルの問題につきましては、いずれも広義の意味におきましてエネルギー問題、環境問題であり、この問題は決して行政主導のみで達成できるものではありません。市民一人一人の皆さんのご理解とご協力が必要になってきます。市

民と行政がともに地球環境保全に取り組み、協働する目標として新世代に引き継ぐまちづくりを理念とし、地球温暖化防止、エネルギー対策、ごみ処理問題を総合的にとらえ、リサイクル処理施設の視察研修、先進市の研修を重ね、国、県との連携をあわせて積極的に取り組みたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

石井議長 17番、白石君。

白石議員 まず介護保険の新認定基準の検証についてであります。今、部長が答弁されたように、新規の申請者77件のうち、非該当の方が2件おられた。さらに、更新申請された方の実態を見てみますと、更新申請では軽くなった人数が173人で41.4%。軽くなっているんですね。今までは、例えば要介護2であった人が要介護1あるいは要支援2ということになったわけがあります。そういう人たちが、今度の新認定によって41.4%の方が軽くなったということでもあります。ということはことし4月以降新たに認定の申請をされた方は、この77人のうち40%の人は正しく判定をされていない。従前の判定よりも軽くなっているというわけでもあります。部長が答弁されたように、大半の方が要介護1、要支援1、2の方だということでもあります。ですから、介護保険の事業勘定のサービスは受けられない。予防事業のサービスしか受けられないという人たちが40%、30人ぐらいの方がいると想定されるわけですね。新しい認定基準が4月1日から実施されて、その時期に申し込んだがために従前の判定、あるいはことし10月から修正される認定とは違った判定によってサービスを受けざるを得ないという人が出ているということなんですね。これは部長も答弁されているように、利用者のお話を聞いていただいて、その人の実態に合った対応をしていってもらうということが私は大事だと思うわけですが、30名の方、非該当になった2名の方、4月の方はもう既に更新時期に来ていますからあれですけれども、9月に申請された方はあと半年このままの状況でいかなければならないということになるわけで、ぜひきめ細かな対応をしていただきたい、このように思います。

それから、ごみの減量とリサイクルです。非常に優等生の答弁で、本当に全体を網羅し、概要を答えてはいただいているんですが、実際に一般廃棄物の処理基本計画をどのように実践していくのか。目標をどう達成していくのか。そういう具体的な取り組みが示されなかったわけでもあります。実際に基本計画の中で削減目標が市民の皆さんに明確になっているのか。あるいは事業者の皆さんに明確になっているのか。例えば、55団体ほどの団体に資源ごみの回収をしてもらっていると。しかし、そのことの取り組みによってどれだけごみが減量化されて、目標にどれだけ接近をしているかということが、行政と団体、市民と共有の認識になっているのかということですね。そういうことが市民との中で、そういう関係ができていないと、単なる一般廃棄物処理基本計画の取り組みとその目標にしか終わらない。そういうことをやはり具体的に進めていってほしい。例えば、多くのごみを出す事業者に対しては、やはり減量化、リサイクルの計画を提出してもらって、こういう方針、計画を持っています。今、実際にそういう計画を出されている事業者がどれほどあるかということなど、本当に真剣に考えを詰めていってもらわないと減量ができないということでもあります。やはり、何よりも

基本計画そのものが、目標数値が低いわけですから、これを引き上げてとにかくごみを減量化し、今更新を予定している焼却炉、25トン炉を2基という計画でありますけれども、これらの焼却炉の規模も小さくできるぐらいの減量化に取り組んでいただくということが、私は必要ではないかというふうに思うわけであります。

以上で、私の質疑を終わります。

石井議長 あらかじめ、本日の会議時間は議事の都合上延長いたします。

白石栄一君の発言を終結いたします。

日程第30、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務についての閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、議員の皆様方に一言御礼を申し上げます。定例会といたしましては、本定例会が我々の任期最後の定例会でございましたが、8日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして、本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。皆様方には、市議会議員として極めて困難な社会情勢の中、市民の多様なニーズとその負託にこたえるべく、議員活動に精進され、葛城市の発展のためにご尽力いただきましたことに対し、深甚なる敬意をあらわすものでございます。

また、今限りでご勇退されます議員におかれましては、まことに心残りの感がいたしますが、きょうまで地方自治の発展に尽くされたご功績に対しまして、深く敬意と感謝の意をあらわす次第であります。

また、昨年12月から議長という大役を仰せつかり、きょうまで大過なく議長の任を務めさせていただきましたのも、議員各位のご協力の賜物でございまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、さきの総選挙の結果、鳩山内閣が誕生し、政権交代が行われました。この政権交代により、地方の行政運営は予断を許さない状況となっております。今後はいち早く国の動向を把握し、市政にとって適切な対応をお願いするものでございます。

最後に、各議員から本会議中に提出されました意見や要望を真摯に受けとめられ、市政の執行に当たられることをお願いするものでございます。行財政改革を推し進められ、新市建設計画を初めとする諸事業や福祉施策の充実に努められ、本市の発展のためにご活躍いただきますことをお願いし、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

まずもって、このような無様な格好で皆様の前でごあいさつすることをおわび申し上げたいと思います。

去る9月8日に開会されました平成21年第3回葛城市議会定例会、ただいま全日程を終えていただき、本日閉会となったところでございます。その間、提案をいたしました議案を慎重審議の上、ほぼ全てを可決、承認をいただきましたことに対しまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。また、会期中に賜りました貴重なご意見、ご提言をしっかりと受けとめ、職員一致団結して今後の市政運営に当たってまいり所存でございます。今定例会が皆様方にとりまして任期最後の定例会となったところでございます。議員各位におかれましては、今日まで市政の発展のために大変なご苦勞をいただきましたことに対しまして、改めて感謝申し上げます。

また、今定例会におきまして、議員として最後のご勇退をされる議員がいらっしゃるというふうに聞き及んでおりますけれども、皆様方大変なご苦勞のおかげで葛城市がここまで発展してこれたのだというふうに私は確信をいたしております。我々理事者側は、皆様方のご提言やさまざまご提案、またご指摘がなければ、このような形で葛城市の発展ということを迎えられなかったと思います。また、本当に今までやってこられたご功績に対しまして、心より感謝を申し上げますとともに、敬意を覚え、皆様方に厚く御礼を申し上げたいと思います。今までどうもありがとうございました。

また、次の市議会議員選挙に挑戦し、またこちらとともに仕事をさせていただく皆さんもたくさんおられるわけでございます。私も市長になってから44の自治会を回り、住民の皆さんの声をでき得る限り市政に反映させたいと思って努力をしておりますけれども、私ひとりの力では住民の皆さんの思いということを全てくみ上げていくことはできないわけでございます。やはり皆様方、議員の先生方が各地域、各年齢層の皆さん方に政治の重要性、また市政改革の大切さ、また市政に参加していくことの重要性ということを大いに訴えていただき、一人でも多くの皆さんに市政への参加を促していただき、また関心を持っていただき、そのようにお声かけをしていただきたいと心から願うものでございます。全て私たち理事者側が出す意見が正しいと思っているわけではございません。やはり住民の皆さんの意を受けて議会に出てこられる皆さんが、それぞれの住民の思いを理事者側にぶつけていただいて、そしてときには議論を交わし、ときには相和して、葛城市の大きな発展があるものだとは私は

確信をしておるところでございます。

私も含めて、若干負傷しておられる方もいらっしゃいますけれども、十分に体に注意をしていただいて、また再び議場で葛城市のために、葛城市民のために議論できる日を楽しみに私は待っております。

今後とも皆さん方のさらなるご健勝と、また引退される皆さん方からはさまざまな大所高所からのご提言をいただけることを楽しみにしながら、私の御礼のごあいさつとさせていただきます。

本当に長い間ありがとうございました。

石井議長 以上で、平成21年第3回葛城市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後5時02分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 石 井 文 司

署 名 議 員 阿 古 和 彦

署 名 議 員 下 村 正 樹